

第四次えひめ環境基本計画

2025（令和7）年2月

愛媛県

はじめに



愛媛県は、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海やリアス海岸が続く宇和海、日本三大カルストに数えられる四国カルストなど、美しく豊かな自然に恵まれています。

また、県内に広がるこれらのすばらしい自然の中では、さまざまな動植物が生息する多様な生態系が育まれており、私たちの暮らしや文化を支える基盤となっているとともに、このかけがえない環境を健全な姿で次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた極めて重要な使命です。

このため、県では、平成22年から5年ごとに「えひめ環境基本計画」を策定し、環境の保全に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

しかしながら、私たちの環境を取り巻く状況は、地球温暖化にともなう気候変動をはじめ、大気・水・土壌の汚染やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスの大量発生、生物多様性の損失など、深刻かつ多様な問題に直面しています。

2023（令和5）年5月のG7広島サミットでは「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」との声明が出されたほか、同年7月には国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警鐘を鳴らすなど、環境対策は待ったなしの状況です。

2024年（令和6）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策が数千年先まで影響を持つ可能性が高く、「勝負の10年」とされており、私たちも2030年をしっかりと見据え、県民・事業者・行政等が互いに連携・協力しながら着実に対策を進めていく必要があります。

このようなことから、このたび県では、2030年度を目標年次とし、目指すべき将来像に「環境を守り自然と共生する『^{えがお}愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ』の実現」を掲げた「第四次えひめ環境基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、諸課題に適切に対応しつつ、更に本県の強みを生かした新たな成長に向けて、地域循環共生圏の形成に力を注いで参りますので、皆様方には一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました愛媛県環境審議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

2025（令和7）年2月

愛媛県知事 中村 時広

目 次

第1章 基本的事項	
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
3 計画の期間	5
第2章 環境の現状	
1 第三次計画の取組結果等	6
2 県民の環境意識	8
3 環境を取り巻く現状等	21
第3章 施策の展開	
1 目指すべき将来像	29
2 各施策の主な取組等	30
○施策体系	31
○指標一覧	32
（1）地球温暖化対策への取組	35
（2）循環型社会の構築と良好な生活環境の保全	45
（3）自然との共生	57
（4）環境教育・学習と環境保全活動の促進	64
第4章 計画の推進	
1 計画の推進体制	69
2 各主体の役割	69
3 計画の進行管理	71
参考資料	
1 用語解説	73
2 策定の経緯	86
3 愛媛県環境基本条例	90
4 その他関係資料	95

注)本文中で*が付いている用語は、用語解説 (P. 71~83) を参照のこと

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

愛媛県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、1995（平成7）年5月に「えひめ環境保全指針」を策定しました。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、環境政策のマスタープランとして、2010（平成22）年2月に「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、第一次計画の下、各種施策を展開してきました。

第一次計画後は、時代に応じた環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため5年ごとに計画の見直しを行っており、2016（平成28）年2月に「つなごう未来へ『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を基本目標とする「第二次えひめ環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、2020（令和2）年2月からは「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を目指すべき将来像に掲げた「第三次えひめ環境基本計画」（以下「第三次計画」という。）のもと、低炭素社会*の実現、循環型社会*の構築、生物多様性*の保全など環境行政における新たな課題に対応しながら、各種施策を展開し、持続的に発展が可能な社会の実現に努めてきました。

この度、2024（令和6）年度末に第三次計画の計画期間が終了することから、第三次計画における取組を継承し、着実に取組を進めつつ、環境分野にとって勝負の年と言われる2030年（勝負の2030年）に向けて新たな環境課題にも適切に対応できるよう、「第四次えひめ環境基本計画」を策定します。

県計画	策定年月	計画期間	基本目標/将来像	備考
えひめ環境保全指針	1995.5		環境にやさしい愛媛づくり	愛媛県環境基本条例(1996.3.19)
第一次計画	2010.2	2010～2014年度 (5年間)	県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現	
第二次計画	2016.2	2015～2019年度 (5年間)	つなごう未来へ『愛顔あふれる持続可能なえひめ』	
第三次計画	2020.2	2020～2024年度 (5年間)	環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』	

2 計画の性格と役割

(1) 環境の保全に関する基本的な計画

この計画は、「愛媛県環境基本条例」（以下「条例」という。）第10条に規定する「環境の保全に関する基本的な計画」であり、条例に示された基本理念を踏まえ、愛媛県が目指すべき将来像を示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、NPO*等民間団体、事業者及び行政の各主体の役割などを示します。

愛媛県環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

（環境の保全に関する基本的な計画）

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 他の計画との関係

この計画は、2023（令和5）年6月に策定した、県民共有の指針である「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」を推進するために、「成果重視政策マネジメント推進プラン」のもと、環境分野における施策の方向性をまとめた基本計画としても位置付けられるものです。

したがって、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」や「えひめ循環型社会推進計画」、「生物多様性えひめ戦略」など、本県の環境に関する個別の計画等は、この計画が示す基本的な方向に沿って策定、推進することとしています。

また、日本が目指す持続可能な社会の姿である「地域循環共生圏」を形成するためには、環境分野における取組だけではなく、ありとあらゆる取組を総動員する必要があることから、農林水産業や災害対策、文化・芸術などの県政各分野の個別計画等に対し、地域循環共生圏の形成に向けた取組の方向性等を提示するとともに、環境の視点について、この計画との整合を図りつつ、相互に連携し、環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

この計画のうち、環境教育・学習や環境保全活動の促進に関する部分は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）第8条の規定に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」としても位置付けるものです。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

えひめ環境基本計画の位置付けと他の計画等との関連



図1 えひめ環境基本計画の位置付けと他の計画等との関連図

3 計画の期間

2030（令和12）年度は、国における温室効果ガス*削減目標（2013（平成25）年度比46%削減）や30by30*（陸と海の30%以上を保全する目標）などの目標年次となっており、環境分野では「勝負の2030年」といわれる非常に重要な年となっています。

この計画においては、節目となる2030年に向かって着実に取組を進めていくため、2025（令和7）年度から2030年度までの6年間を計画の対象とします。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

第2章 環境の現状

1 第三次計画の取組結果等

第三次計画では、目指すべき将来像の実現に向けて3つの基本目標を設定し、基本目標を達成するために6つの基本方針の下、各種施策に取り組んできました。

また、各種施策の達成状況と進捗状況を把握するため、環境指標として「基本方針の達成状況を測る15指標」と「施策の進捗状況を測る20指標（うち再掲1指標）」を設定しました。

環境指標の推移等については、毎年度、環境白書や県のホームページで公表し、県民の皆様との情報共有に努めるとともに、県環境審議会に計画の進捗状況等を報告し、計画の見直しや改善等に対する意見等を求めてきました。

県環境審議会に報告してきた各指標の状況は、次のとおりです。

○基本方針の達成状況を測る指標 15指標

	基本目標	基本方針	環境指標					目 標		
			項 目	計画策定時	R2報告	R3報告	R4報告		R5報告	
	I かけがえのない環境の保全	① 安全で良好な生活環境の保全	環境基準達成率							
1			(大気汚染)	83% (H30)	87% (R1)	87% (R2)	86% (R3)	87% (R4)	100% (R6)	
2			(水質汚濁)	82% (H30)	88% (R1)	82% (R2)	77% (R3)	82% (R4)	100% (R6)	
3			(ダイオキシン類)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R2)	100% (R3)	100% (R4)	100% (R6)	
4			(騒音)	79% (H30)	89% (R1)	89% (R2)	92% (R3)	90% (R4)	100% (R6)	
5			騒音・振動・悪臭の苦情件数	209件 (H30)	249件 (R1)	254件 (R2)	246件 (R3)	246件 (R4)	現状より減少 (R6)	
6	II 目指すべき3つの社会の実現	① 気候変動対策の推進と低炭素社会の実現	県内の温室効果ガス総排出量※ (森林吸収分を差し引いた排出量)	18,566千tCO2 (H28)	20,225千tCO2 (H29)	18,027千tCO2 (H30)	16,644千tCO2 (R1)	17,616千tCO2 (R2)	12,367千tCO2 (R12)	
7			県内バイオディーゼル燃料生産量	389kℓ (H29)	315kℓ (R1)	284kℓ (R2)	328kℓ (R3)	326kℓ (R4)	904kℓ (R4)	
8			② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	902g (H29)	895g (H30)	901g (R1)	886g (R2)	881g (R3)	865g (R7)
9			一般廃棄物のリサイクル率	17.90% (H29)	17.20% (H30)	16.50% (R1)	16.70% (R2)	16.10% (R3)	28.00% (R7)	
10			③ 生物多様性の確保と自然共生社会の実現	森林公園利用者数	96,175人 (H30)	100,150人 (R1)	64,353人 (R2)	59,608人 (R3)	73,719人 (R4)	150,000人 (R8)
11			生物多様性の認識度	60.90% (H30)	60.90% (H30)	52.70% (R2)	66.00% (R4)	65.30% (R5)	60% (R5)	
12	III 未来を支える人づくり・しくみづくり	① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	環境NPO法人数	158団体 (H30)	167団体 (R1)	163団体 (R2)	163団体 (R3)	153団体 (R5)	現状より増加 (R6)	
13			愛リバー・ロード・ビーチ登録団体数	573団体 (R1)	576団体 (R2)	601団体 (R3)	623団体 (R4)	636団体 (R5)	613団体 (R6)	
14		② 地域循環共生圏の形成	環境保全資金融資の貸付残高(累計)	70,071千円 (R1)	76,674千円 (R2.10)	71,312千円 (R3.10)	76,924千円 (R4.10)	70,610千円 (R5.10)	465,617千円 (R6)	
15			県内のエコフィード生産量	8,200t (H30)	8,200t (R1)	7,400t (R2)	7,800t (R3)	6,600t (R4)	現状より増加 (R6)	

※都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)の算定方法の改定により、現状値及び目標値を適及修正

○基本方針の進捗状況を測る指標 20 指標（うち再掲 1 指標）

	基本目標	基本方針	環境指標						目 標	
			項 目	計画策定時	R2報告	R3報告	R4報告	R5報告		
1	I かけがえのない環境の保全	① 安全で良好な生活環境の保全	汚水処理人口普及率	79.20% (H30)	80.00% (R 1)	81.10% (R 2)	82.10% (R 3)	83.00% (R 4)	89.90% (R 8)	
2			水道の基幹管路の耐震適合率	32.00% (H30)	32.60% (R 1)	31.70% (R 2)	32.90% (R 3)	33.60% (R 4)	40.00% (R 6)	
3			公共施設等の雨水・再生水利用施設数	77件 (H29)	78件 (R 2)	82件 (R 3)	82件 (R 4)	84件 (R 5)	現状より増加 (R 6)	
4			民有保安林の指定面積	109,384ha (H30)	109,391ha (R 1)	109,488ha (R 2)	109,742ha (R 3)	109,808ha (R 4)	110,408ha (R 6)	
5	II 目指すべき3つの社会の実現	① 気候変動対策の推進と低炭素社会の実現	L E D 信号機の設置率	58.40% (H31)	64.00% (R 2)	67.00% (R 3)	67.80% (R 4)	70.00% (R 5)	75.00% (R 6)	
6			ノーマイカー通勤登録者数	3,266人 (H30)	3,005人 (R 2)	1,783人 (R 3)	3,366人 (R 4)	2,988人 (R 5)	現状より増加 (R 6)	
7			地球温暖化防止活動推進員数	51人 (R 1)	43人 (R 2)	43人 (R 3)	34人 (R 4)	38人 (R 5)	100人 (R 6)	
8		② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	資源循環優良モデル認定件数	133モデル (H30)	138モデル (R 1)	145モデル (R 2)	152モデル (R 3)	152モデル (R 4)	現状より増加 (R 5)	
9			環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	515店舗 (R 1)	999店舗 (R 2)	1,076店舗 (R 3)	1,115店舗 (R 4)	998店舗 (R 5)	現状より増加 (R 7)	
10		③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現	特定希少野生動植物保護区の指定数	6 地区 (R 1)	6 地区 (R 2)	6 地区 (R 3)	6 地区 (R 4)	6 地区 (R 5)	8 地区 (R 5)	
11			生物多様性啓発・学習資料の作成	5 種類 (H28)	8 種類 (R 2)	8 種類 (R 3)	8 種類 (R 4)	8 種類 (R 5)	8 種類 (R 5)	
12			特定外来生物防除実施計画書の策定（環境省確認）	2 市町 (H28)	3 市町 (R 2)	3 市町 (R 3)	3 市町 (R 4)	20市町及び県 (R 5)	10市町以上 (R 5)	
13			ニホンジカの生息頭数	34,493頭 (H26)	29,196頭 (H30)	30,564頭 (R 1)	31,920頭 (R 2)	28,470頭 (R 3)	半減 (R 8)	
14			森林整備面積	6,114ha (H30)	6,603ha (R 1)	6,666ha (R 2)	7,127ha (R 3)	7,360ha (R 4)	7,000ha (R 4)	
15			農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	15,874ha (H30)	15,120ha (R 1)	14,886ha (R 2)	15,236ha (R 3)	14,789ha (R 4)	19,100ha (R 4)	
16		III 未来を支える人づくり・しくみづくり	① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	環境教育・学習参加者数	15,321人 (H30)	16,581人 (R 1)	9,818人 (R 2)	7,653人 (R 3)	12,315人 (R 4)	現状より増加 (R 6)
17				環境マイスター派遣回数	52回 (H30)	56回 (R 1)	29回 (R 2)	4回 (R 3)	2 回 (R 4)	現状より増加 (R 6)
18				食べきり宣言事業所数	261事業所 (H30)	505事業所 (R 2)	526事業所 (R 3)	551事業所 (R 4)	676事業所 (R 5)	700事業所 (R 7)
19			② 地域循環共生圏の形成	資源循環優良モデル認定件数（再掲）	133モデル (H30)	138モデル (R 2)	145モデル (R 3)	152モデル (R 4)	152モデル (R 5)	現状より増加 (R 6)
20	愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積			928ha (H30)	865ha (R 1)	812ha (R 2)	786ha (R 3)	764ha (R 4)	890ha (R 7)	

第三次画期間中（2020（令和2年）度～2024（令和6）年度）は、新型コロナウイルス感染症による行動制限などの予期せぬ事態により、県民の生活は多大な影響を受けました。

これにより、森林公園利用者数や環境教育・学習参加者数、環境マイスター*派遣回数などの環境保全活動や環境教育・学習活動等に関する指標においても同様に大きな影響を受け、目標を達成することができませんでした。

一方で、一般廃棄物*の1人1日当たり排出量や生物多様性の認識度、汚水処理人口普及率、水道の基幹管路の耐震適合率などは、資材が入手困難になるといった影響を受けつつも取組を着実に進めた結果、目標に向けて順調に推移しています。

環境問題の解決に向けた取組は、成果が出るまでに長い時間を要することから、従来からの取組を着実に進めるとともに、状況に応じて新たな取組を実施してきたところであり、本計画においても、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、将来を見据えて必要な施策の方向性をまとめていきます。

2 県民の環境意識

本計画の策定に当たり、環境に対する県民の意識を調査・把握し、計画に反映させるため、2024（令和6）年2月に環境に関する県民意識調査を実施しました。（本県広報広聴課が実施する県政課題調査（n=400人）により実施）

ここでは、調査結果のうち主なものについて、前回調査（2019（令和元）年度）との比較を交えながら取り上げます。

（1）地球環境

- 関心のある環境問題として「地球温暖化問題」と答えた人の割合が69.8%と最も高くなっており、県民が地球温暖化問題に対して非常に高い関心を持っていることがうかがえます。
- 地球環境の保全のための重要な取組については、「太陽光、風力、バイオマス*等の再生可能エネルギー*の導入等の促進」と答えた人の割合が最も高く52.0%、次いで「家庭や自動車等からの温室効果ガス排出量削減対策の推進」が44.0%、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が40.8%、「二酸化炭素（CO₂）吸収源としての森林整備、都市緑化等の推進」が36.3%となっています。

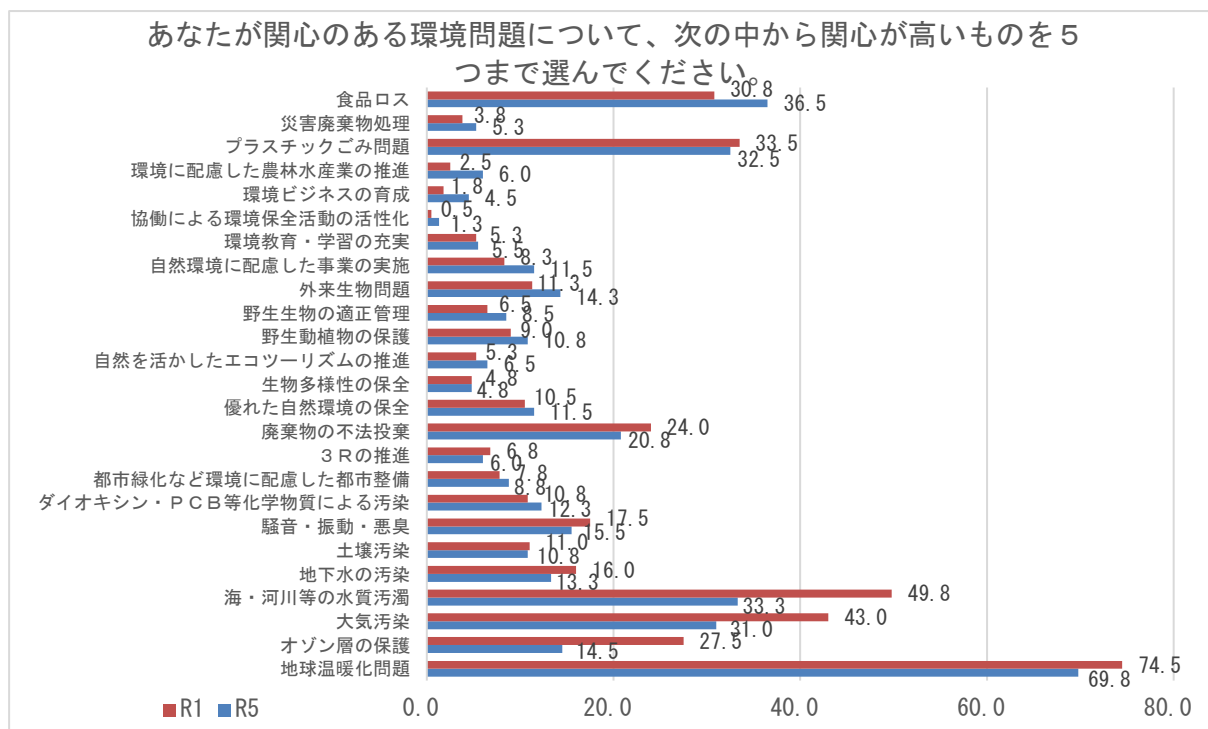


図2 県民の環境問題への関心

あなたは、地球環境の保全のために、どのような取組が重要と考えますか。次の中から3つまで選んでください。

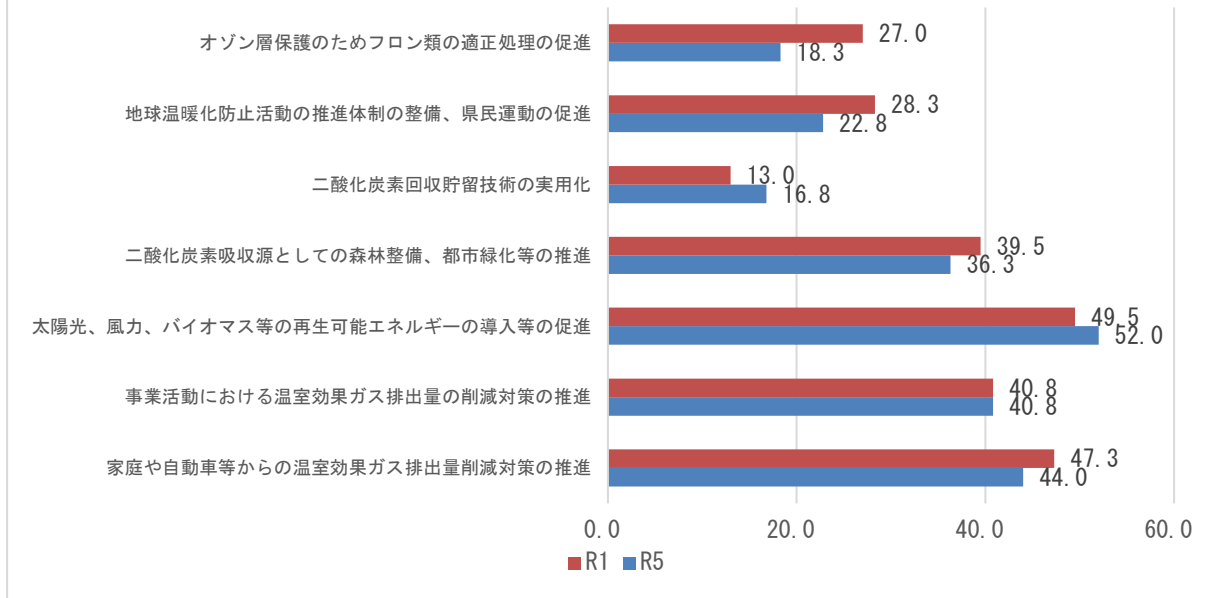


図3 地球環境保全のための取組

(2) 廃棄物・リサイクル*

- 循環型社会構築のための重要な取組について、「食品ロス*の削減等による家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」と答えた人の割合が前回調査に比べ11.8ポイント減ったものの53.0%と最も高く、次いで「ごみを適正に処分するための焼却施設や処分場等の整備」が前回から6.3ポイント増の36.8%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」が35.5%、「リサイクル製品の利用促進など資源循環ビジネスの振興」が32.3%、「廃棄物の減量化や新たなリサイクル技術の研究開発」が25.0%となっています。

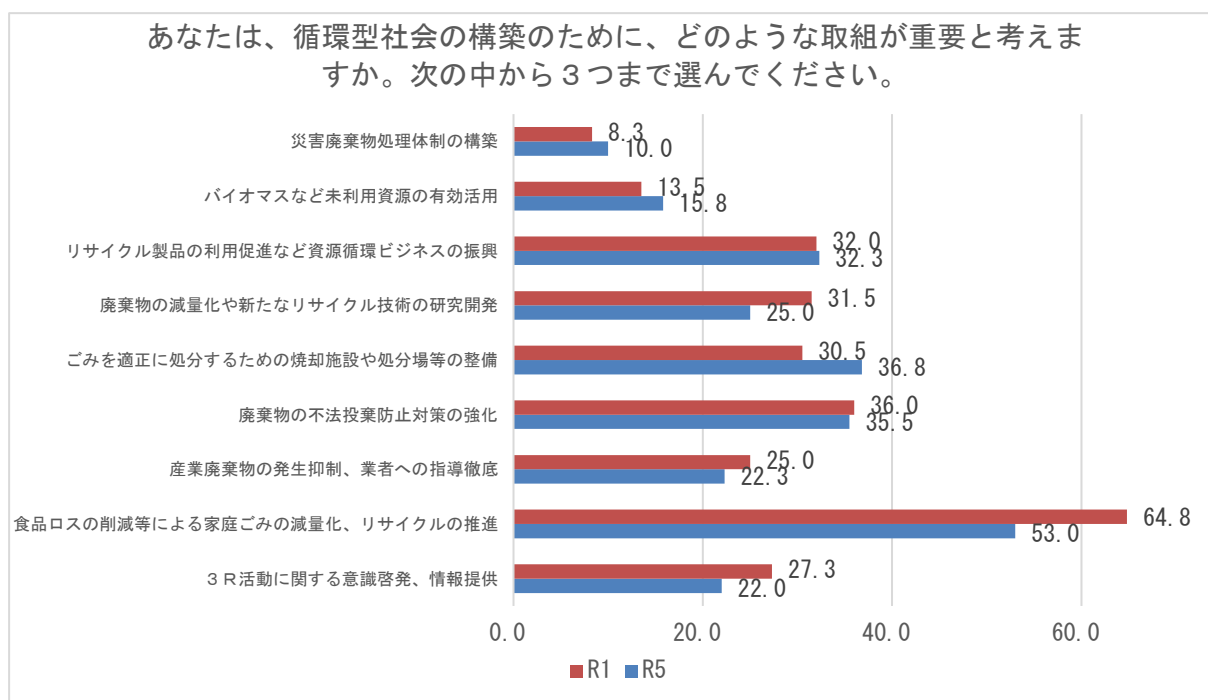


図4 循環型社会構築のための取組

(3) 生活環境

- 生活環境の保全のための重要な取組について、「大気汚染の環境基準*の達成」と答えた人の割合が41.0%と最も高く、次いで「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が38.0%、「工場、事業場からのばい煙*、排水処理等の適正化」が32.5%、「生活排水対策の推進」が30.0%、「健全な水循環*の保全のための対策」が24.0%となっており、大気や水質の汚染防止に対する関心が高くなっています。

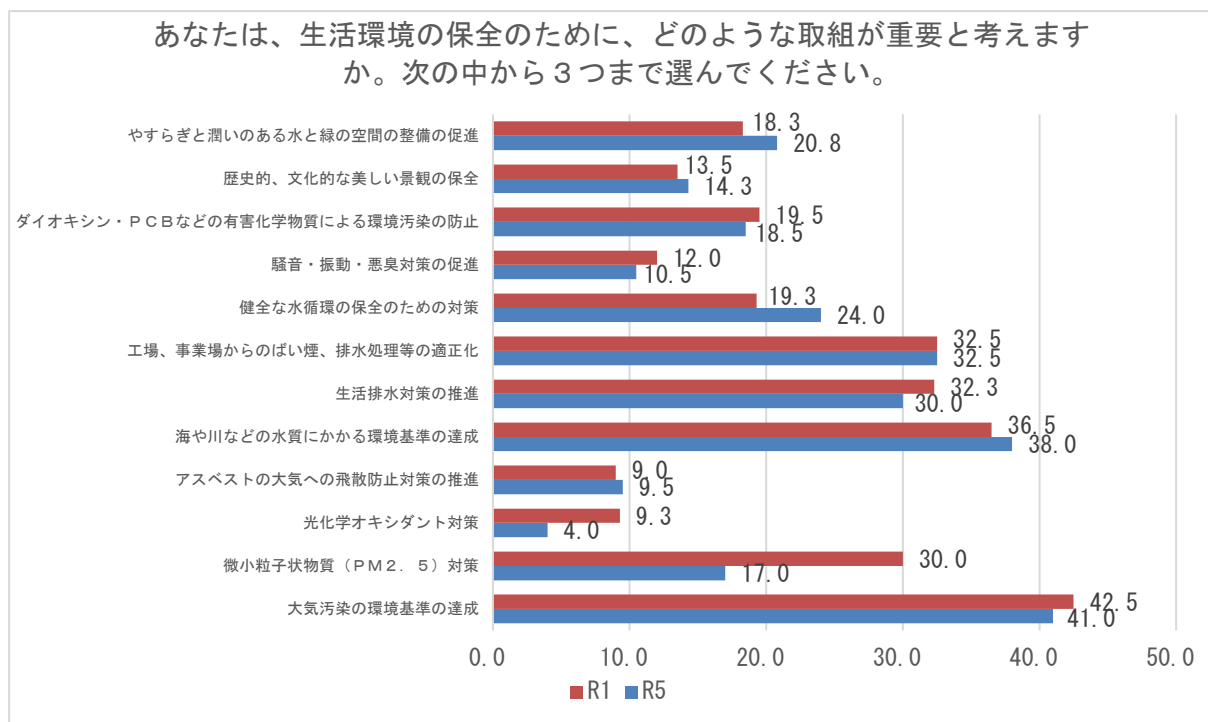


図5 生活環境の保全のための取組

(4) 自然環境と生物多様性

- 県民意識調査では、自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組について、「自然保護意識の普及啓発」と答えた人の割合が 32.8%で最も高く、次いで「環境に配慮した公共事業の実施」が前回調査から 4.2 ポイント増の 28.5%、「里地・里山・里海*の保全、再生のための農林水産業の活性化」が 27.3%、「野生生物の生息・生育地の保全・回復」が 20.8%となっています。

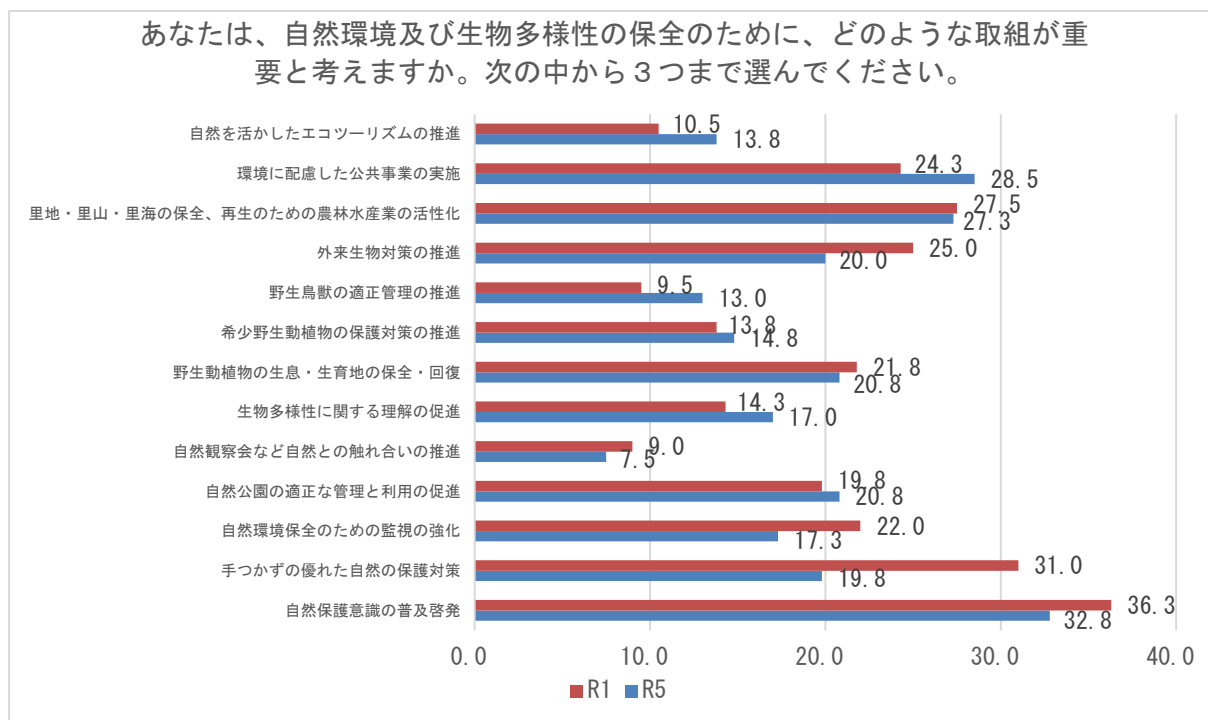


図6 自然環境及び生物多様性保全のための取組

(5) 環境教育・学習と環境保全活動

- 環境に関する関心について、「非常に関心がある」と答えた人の割合が 7.8%、「ある程度関心がある」が 54.0%となっており、60%を超える県民が環境に関心を持っています。

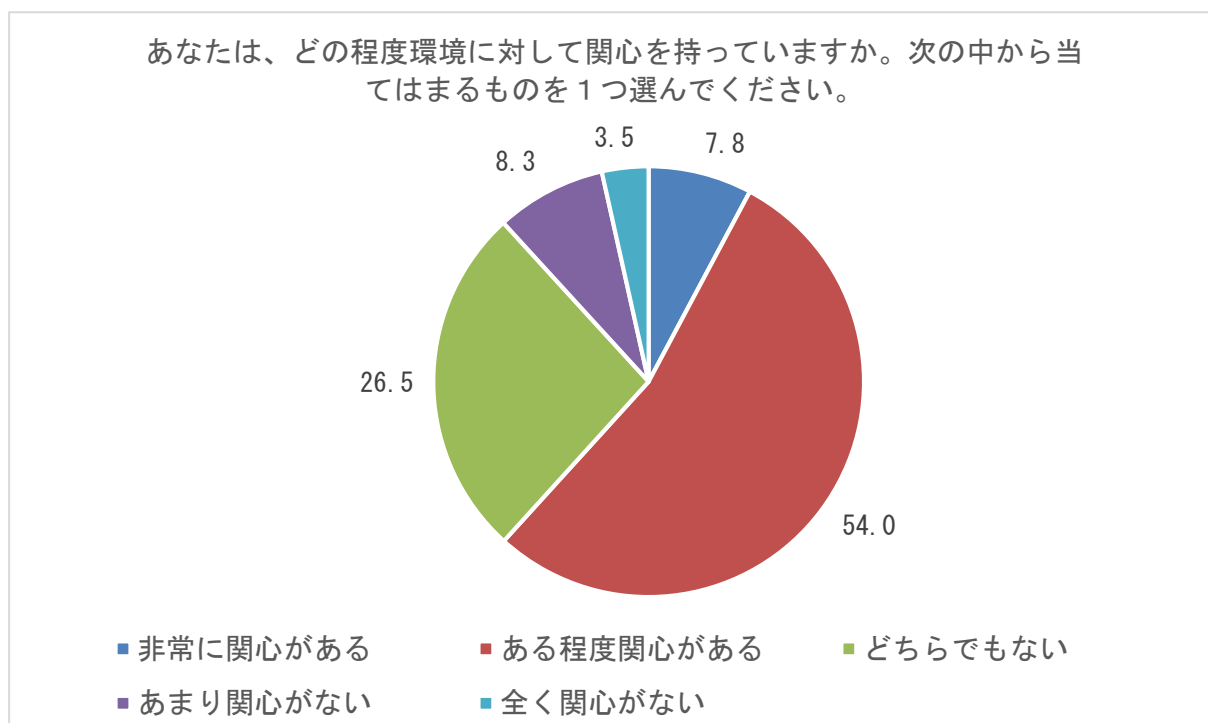


図7 県民の環境に関する関心

- 日常生活で環境に配慮した行動をしているかどうかについては、「十分行動している」と答えた人の割合が 3.8%、「行動している」が 46.3%で合わせて 50.1%となっており、関心を持っている人のすべてが環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。
- 環境に配慮した行動としては、「電気をこまめに消すなどの節電」が 74.8%、「マイバッグの持参（レジ袋の辞退）」が 69.0%、「冷暖房の適正な温度設定」が 60.3%となっており、日常の生活に密着した簡単な行動から始めていることがうかがえます。
- 環境に配慮した行動をする理由では、「本や新聞、ラジオ等の情報を見たり聞いたりしたから」が 29.0%と最も多く、次いで「職場で取り組んでいたから」が 14.0%、「やらなければいけない状況だったから」が 10.5%となっている。
- 環境に配慮した行動をしない理由では、「どうすればいいのかわからないから」と「特に理由はない」がそれぞれ 27.0%と最も多く、次いで「参加したい活動が見つからないから」が 13.0%、「関心がないから」が 11.5%となっています。

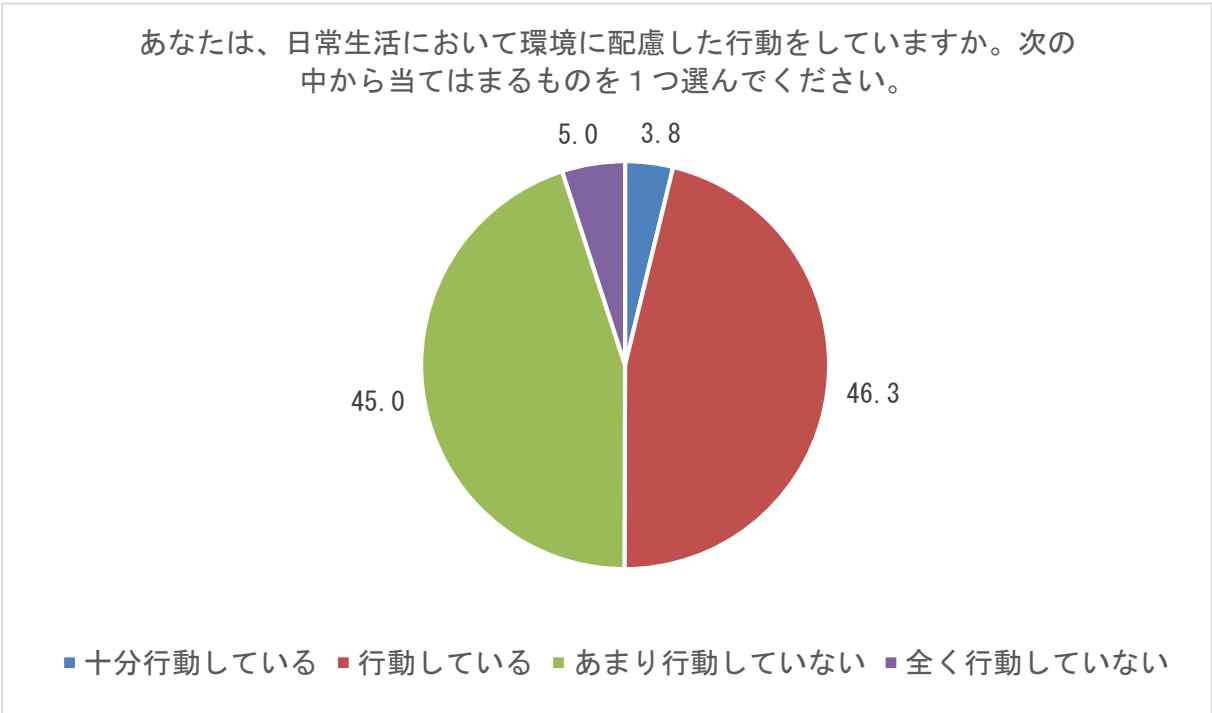


図8 環境に配慮した行動

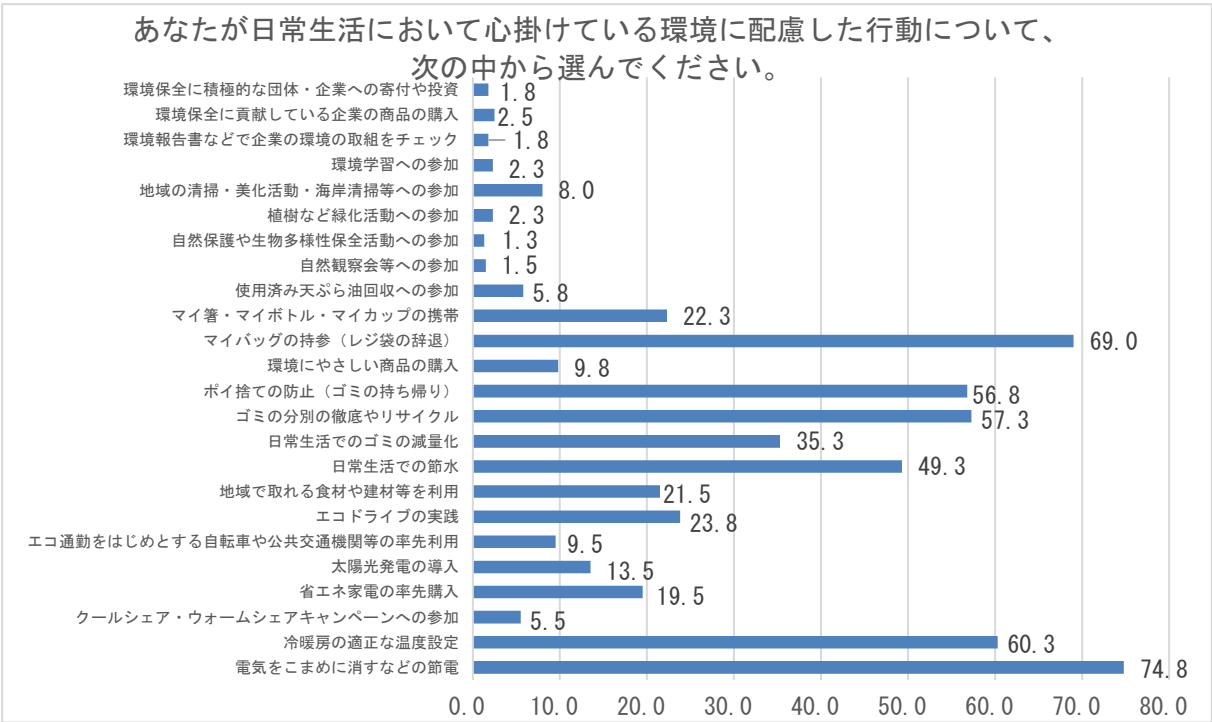


図9 日常で心がけている環境に配慮した行動

「十分行動している」又は「行動している」と回答した方で、環境に配慮した行動をするきっかけに近い理由は何ですか。次の中から当てはまるものを1つ選んでください。

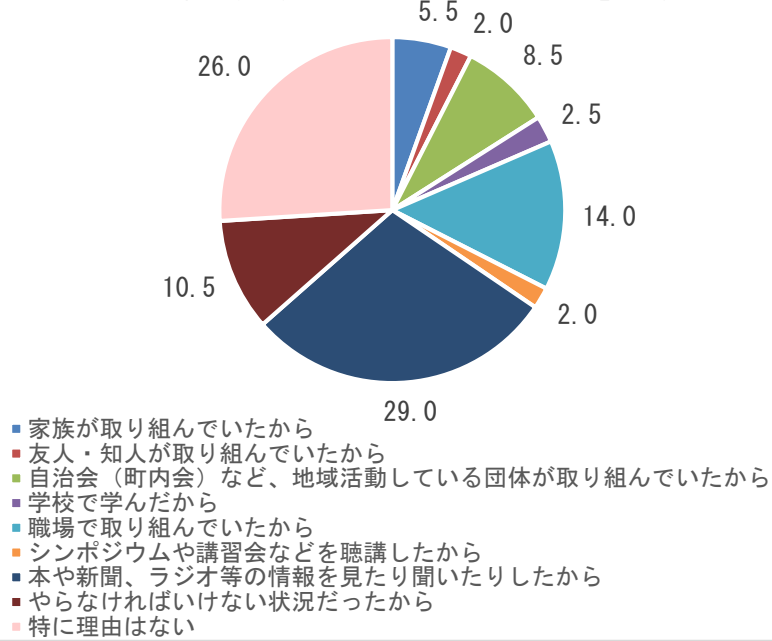


図10 環境に配慮した行動をする理由

「あまり行動していない」又は「全く行動していない」を選択された方で、環境に配慮した行動をしていない理由に近いものは何ですか。次の中から当てはまるものを1つ選んでください。

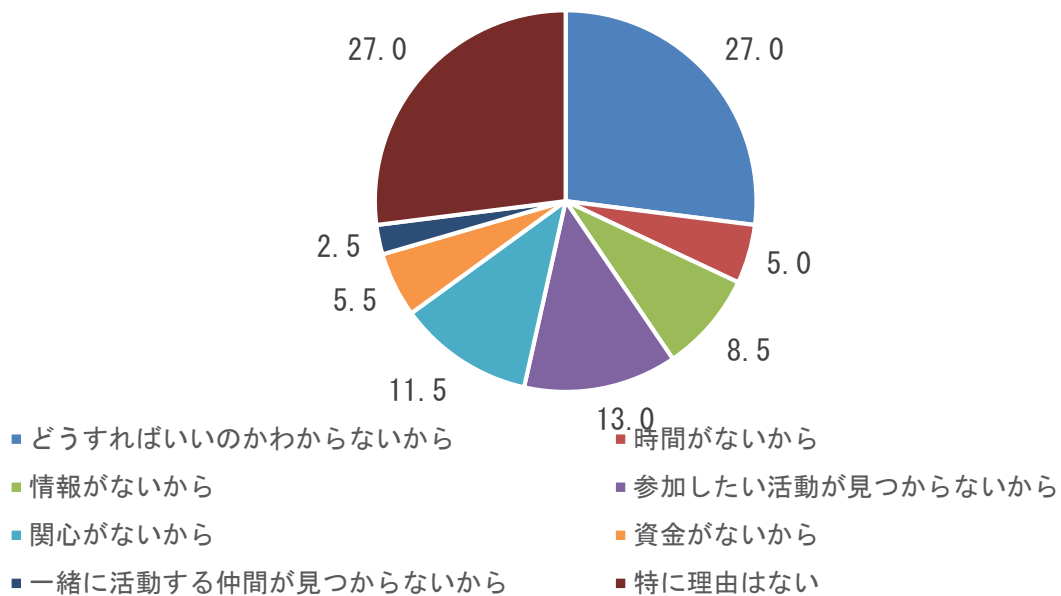


図11 環境に配慮した行動をしない理由

- 環境保全活動への参加と協働を促進するための重要な取組については、「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が52.5%と最も高く、次いで「環境に関する情報の充実」が45.8%、「生涯学習における環境教育・学習の充実」が34.3%、「環境教育・学習の拠点の整備」が28.0%となっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が非常に多くなっています。

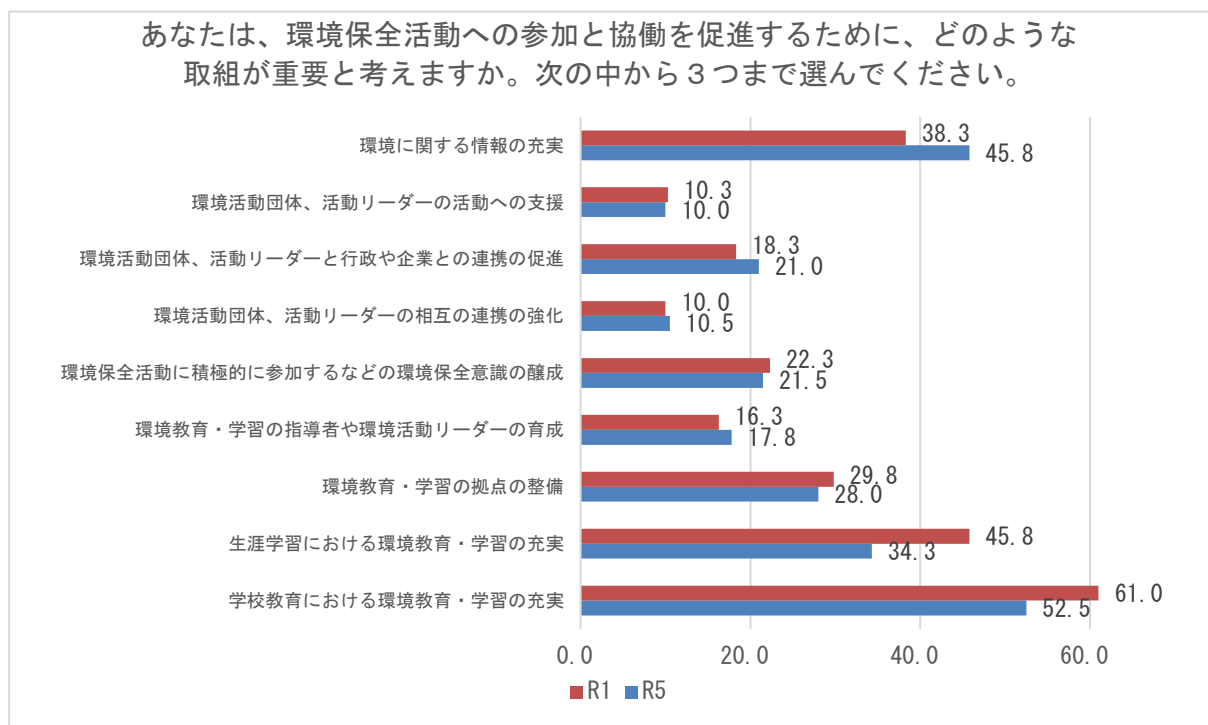


図 12 環境保全活動への参加と協働を促進する取組

(6) 環境と経済

- 環境と経済が好循環する社会を創造するための重要な取組について、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた人の割合が 47.0%、次いで「事業者への環境マネジメントシステム*の普及促進」が 37.8%、「環境保全に関する研究開発への支援」が 37.0%、「環境関連ビジネスの創出と起業化への支援」が 35.0%の順になっています。

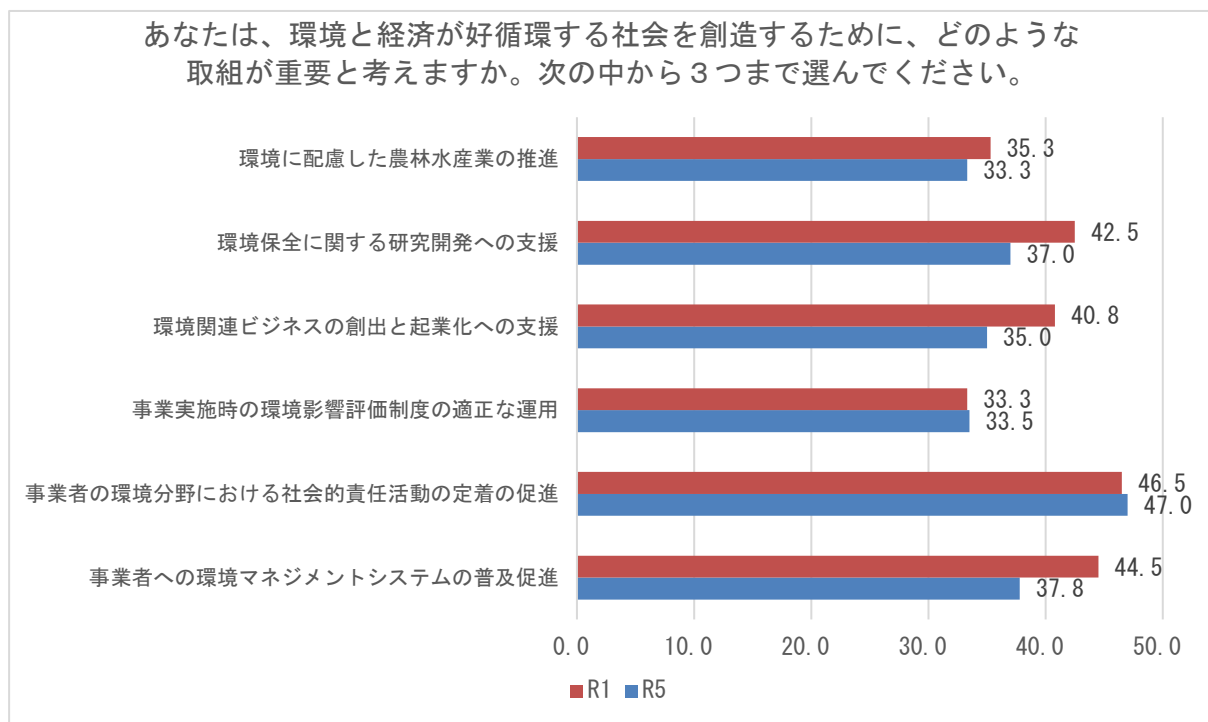


図 13 環境と経済が好循環する社会の創造のための取組

(7) SDGs* (持続可能な開発目標:SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)

○ SDGsについては、「存在自体を知らない」と答えた人の割合は、前回の76.8%から6.5%へと大きく減少する一方で、「SDGsという言葉聞いたことがある、若しくはロゴを見たことがあり、意味を知っている」と答えた人が前回の3.3%から44.3%へ大幅に増え、「2030年までに達成すべき17のゴールがあることを知っている」と答えた人も15.3%に増加しており、多くの県民に浸透してきたことがうかがえます。

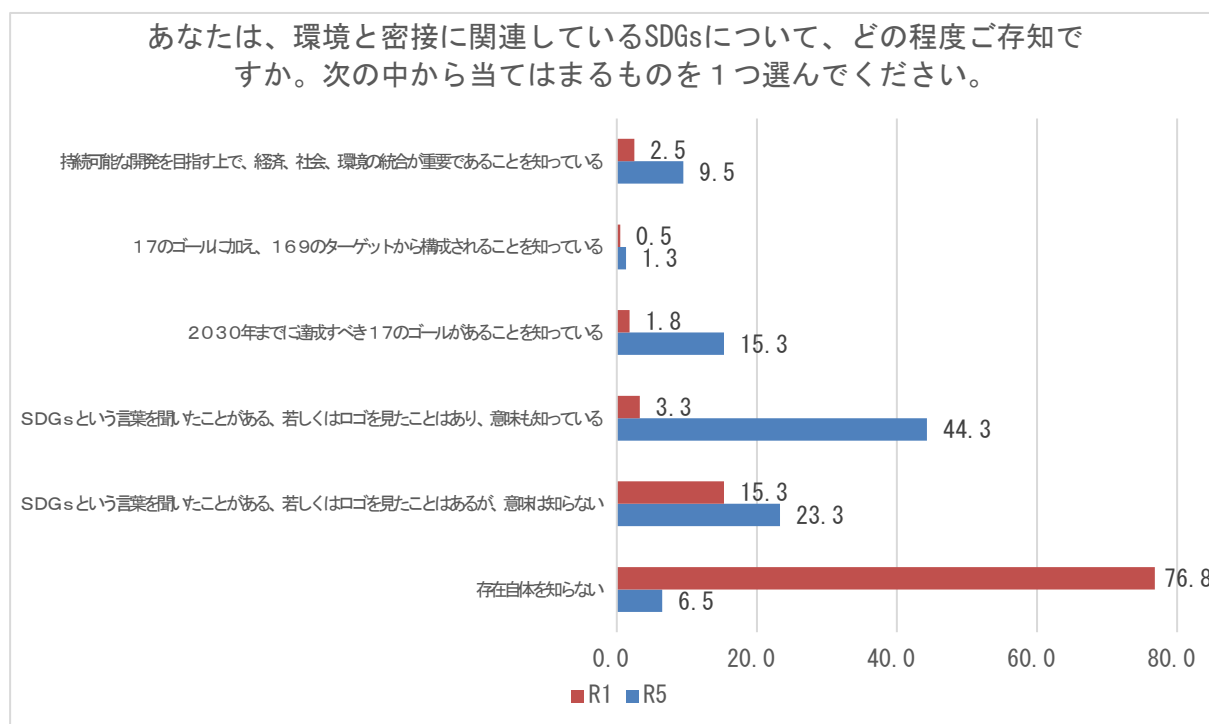
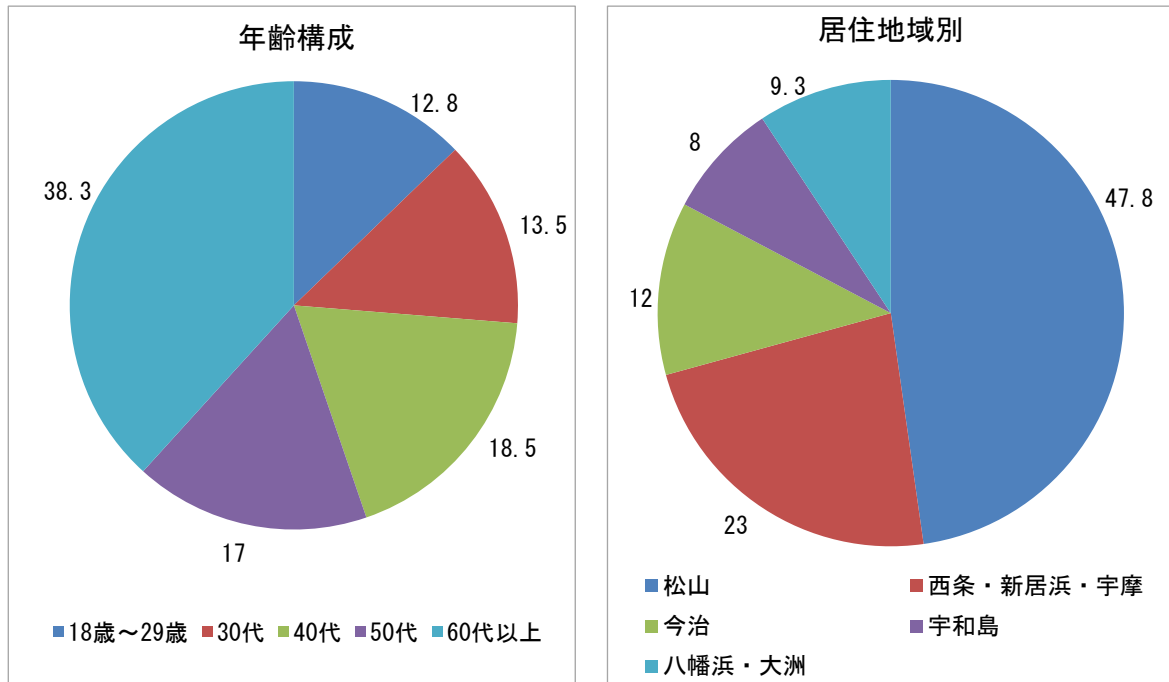


図 14 県民のSDGs認知度

(8) まとめ

- 「県民の環境問題への関心」(図2)として「地球温暖化問題」が、前回調査と比べて4.7ポイント減少しているものの、依然として高い関心を集めており、「食品ロス」が5.7ポイント増加、「環境に配慮した農林水産業の推進」が3.5ポイント増加しており、県民の関心も多岐にわたっていることがえます。
- 「地球環境保全のための取組」(図3)として、「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」や「家庭や自動車等からの温室効果ガス排出量削減対策の推進」、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」への関心が高く、脱炭素型ライフスタイルへの転換や脱炭素型ビジネススタイルの実現など、地球温暖化防止のために県民総ぐるみの様々な取組を実施していくことが求められています。
- 「循環型社会構築のための取組」(図4)として、「食品ロスの削減等による家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」や「ごみを適正に処分するための焼却施設や処分場等の整備」、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」、「リサイクル製品の利用促進など資源循環ビジネスの振興」への関心が高く、ごみの発生抑制と適正処理の推進を車の両輪として進めるとともに、資源循環ビジネスの振興による資源の有効活用が求められています。
- 「自然環境及び生物多様性の保全のための取組」(図6)として、「自然保護意識の普及啓発」や「環境に配慮した公共事業の実施」、「里地・里山・里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」への関心が高く、県民一人ひとりが自然保護意識を高め、事業活動等における自然環境への配慮を促進していくことが求められています。
- 「環境に配慮した行動をする理由」(図10)として「本や新聞、ラジオ等の情報を見たり聞いたりしたから」が29.0%と最も多く、「環境に配慮した行動をしない理由」(図11)として「どうすればいいのか分からないから」が27.0%、「参加したい活動が見つからないから」が13.0%となっており、効果的な情報発信が求められています。

【参考】回答者属性 (单位：%)



居住地域	女性						男性						合計
	18～29歳	30代	40代	50代	60代以上	小計	18～29歳	30代	40代	50代	60代以上	小計	
松山	3.5%	3.5%	4.8%	4.3%	9.0%	25.0%	3.5%	3.3%	4.5%	3.8%	7.8%	22.8%	47.8%
西条・新居浜・宇摩	1.3%	1.5%	2.0%	2.0%	4.8%	11.5%	1.5%	1.8%	2.3%	2.0%	4.0%	11.5%	23.0%
今治	0.8%	0.8%	1.0%	1.0%	2.8%	6.3%	0.8%	0.8%	1.0%	1.0%	2.3%	5.8%	12.0%
宇和島	0.3%	0.5%	0.8%	0.8%	1.8%	4.0%	0.3%	0.5%	0.8%	0.8%	1.8%	4.0%	8.0%
八幡浜・大洲	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	2.0%	4.5%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	2.3%	4.8%	9.3%
総計	6.3%	6.8%	9.3%	8.8%	20.3%	51.3%	6.5%	6.8%	9.3%	8.3%	18.0%	48.8%	100.0%

3 環境を取り巻く現状

(1) 人口問題

- 2024（令和6）年7月に発表された国連世界人口推計2024年版では、世界の人口は、2024（令和6）年の82億人から2080年代半ばには103億人とピークに達する見込みで、その後は徐々に減少し、今世紀末までに102億人になると推計されています。
- 近年、世界の人口動態は大きく変化し、中国など人口規模の大きい国々において、出生率が以前の予測を下回っていることから、世界の人口のピークに達する時期が早まる推計結果となっており、中国やドイツ、日本を含む63の国と地域においては、2024年以前に既に人口がピークに達しています。
- 日本の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2020（令和2）年国勢調査では1億2,615万人となっています。合計特殊出生率*を見ても1947（昭和22）年の4.54から2023（令和5）年に1.20となり、出生数を見ても、2023（令和5）年は72万7,277人で、前年より4万3,482人減少し、1899（明治32）年に統計を取り始めて以降、最も少なくなっています。
- 2023（令和5）年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（中位推計）によると、今後、日本の総人口は、2020（令和2）年の国勢調査による1億2,615万人から2070年に8,700万人まで減少すると推計されています。
- 人口減少が見込まれる中で、総人口に占める65歳以上の人口割合を見ると、2020（令和2）年の28.6%から2070年の38.7%への上昇が見込まれています。一方で、0～14歳人口の割合は、2020（令和2）年の11.9%から2070年に9.2%となり、15～64歳人口の割合は、2020（令和2）年の59.5%から2070年に52.1%になると見込まれています。
- 愛媛県の人口を国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で見ると、2020（令和2）年の1,335千人から2050年に945千人になると推計されています。65歳以上の人口割合は2020（令和2）年の33.2%から2050年に43.0%、0～14歳の人口割合は2020（令和2）年の11.6%から2050年に9.2%、15～64歳の人口割合は2020（令和2）年の55.2%から2050年に47.8%となると推計されています。
- 人口減少と高齢化は、労働力人口の減少や消費市場の縮小による経済規模の縮小をもたらすとともに、特に地方では、買い物難民に代表される社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出、過疎化の進行が懸念されるなど、経済・社会に甚大な影響を与えることが予想されます。
- 環境への影響としては、消費市場の縮小とともにエネルギー消費などは減少し、

その結果、温室効果ガス排出量の減少や廃棄物の減少など環境負荷が減少する可能性が予想されます。しかし、一方で、世帯の少人数化や高齢化は、家庭部門の一人当たりのエネルギー消費量や家庭ごみ排出量を増加させる可能性があります。加えて、地方においては、担い手不足による耕作放棄地の増加や管理不足の森林での公益的機能低下等が進み、一層の里地・里山・里海の荒廃や鳥獣被害の増加が懸念されます。

(2) 災害への対応

- 2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、多くの死者・行方不明者が発生するとともに、住宅・工場等多くの建築物の倒壊やインフラの破壊による経済活動の停滞を引き起こしました。

加えて、震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質の一般環境への放出により現在でも居住できない帰還困難区域が設定されるとともに、電力の供給が低下や膨大な量の災害廃棄物*の発生等の多くの課題が浮き彫りになりました。

- 平成30年7月西日本豪雨災害では、本県においても南予地域を中心に県内各地で土砂の流入や冠水、浸水等が起き、多くの地域で断水が発生しました。また、断水は一部で長期化しましたが、関係者の強力な支援のもと迅速な復旧を果たしました。

これを契機に、県内各自治体では土砂・浸水災害及び停電への対応など多岐にわたる対策が必要となり、県では地域の特性に応じた対策が講じられるよう適切な助言に取り組むとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に取り組んでいます。

- 2024（令和6）年1月に発生した能登半島地震では、広範囲に津波が観測されたほか、土砂災害や火災、液状化現象なども各地で発生しました。また、地震による家屋の倒壊が相次ぐとともに、断水や交通網の寸断など、奥能登地域を中心に北陸地方の各地で甚大な被害を受けました。今もなお復旧に取り組んでいるところですが、同年9月にも奥能登地域で線状降水帯の発生により猛烈な雨が降り、土砂災害や河川の増水や氾濫、低地の浸水による被害が発生し、重複する災害への対応も課題となっています。
- 災害廃棄物処理体制の構築やエネルギーの供給、飲料水の確保など災害への備えは重要な課題であるとともに、気候変動による洪水の発生など、環境問題に起因する自然災害も頻発していることから、環境面からも重要な課題と言えます。

(3) SDGs (持続可能な開発目標)



図 15 SDGs17 の目標

- 2015 (平成 27) 年 9 月にニューヨークの国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「SDGs」として、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットが掲げられました。
- 国においては、2016 (平成 28) 年 5 月に総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置、同年 12 月に「SDGs 実施指針」を策定し、2017 (平成 29) 年から毎年「SDGs アクションプラン」を決定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、取り組んでいくこととしています。
- この 17 のゴールを「経済圏 (ECONOMY)」、「社会圏 (SOCIETY)」、「生物圏 (BIOSPHERE)」の三つの層に分類し、三側面 (経済、社会、環境) が密接に関係していることを視覚的に表現した SDGs ウェディングケーキ (Stockholm Resilience Center、2016 年) は、経済の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、社会は人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを示しています。
- 経済的に発展したと言われている日本ですが、環境問題にはいまだに多くの課題が残っていると云えます。SDGs ウェディングケーキモデルを支える土台を固めるためにも、本計画においても SDGs の考え方を取り入れ、より持続可能な社会の実現を目指します。



図 16 SDGs ウエディングケーキ

出典：Stockholm Resilience Center 「How food connects all the SDGs」

(4) 地域循環共生圏

- 地域循環共生圏は、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定された国の第五次環境基本計画で掲げられた「日本が目指す持続可能な社会の姿」です。
- 都市・地方ともに多くの課題が山積するなか、持続可能な社会を構築するためには、環境、経済、社会のいずれかの側面だけが優先されるのではなく、環境の課題解決のみならず、経済的・社会的課題も同時解決し、統合的な向上を目指す必要があります。
- 各地域が特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する「自立・分散型社会」を形成しつつ、各地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森里川海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすという考え方で
- 地域循環共生圏は Society5.0*をベースとし、それがもたらす技術・新たなビジネスにより地域社会の諸課題を解決しながら地域の存立基盤を形成し、生み出されるものであり、各地域において様々なイノベーションを期待するものでもあります。
- 地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから

「ローカル SDGs」とも呼ばれています。

- 2024（令和6）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画においても、この考え方は引き継がれ、地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていくこととされています。
- 地域循環共生圏の形成に向けては、環境分野における取組だけではなく、災害に強いまちづくりや交通・移動システム、デジタル技術、文化・芸術・歴史・スポーツ・教育などに至るまで、ありとあらゆる取組を総動員して、イノベーションを起こす必要があることから、本県においても、県政の各分野とこの考え方を共有しつつ、各種施策を展開していくとともに、県民、NPO 等民間団体、事業者、教育機関及び市町などの各主体とも連携しながら一体となって取り組んでいきます。

Ver. 26

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

地域循環共生圏 (日本発の脱炭素化・SDGs構想)

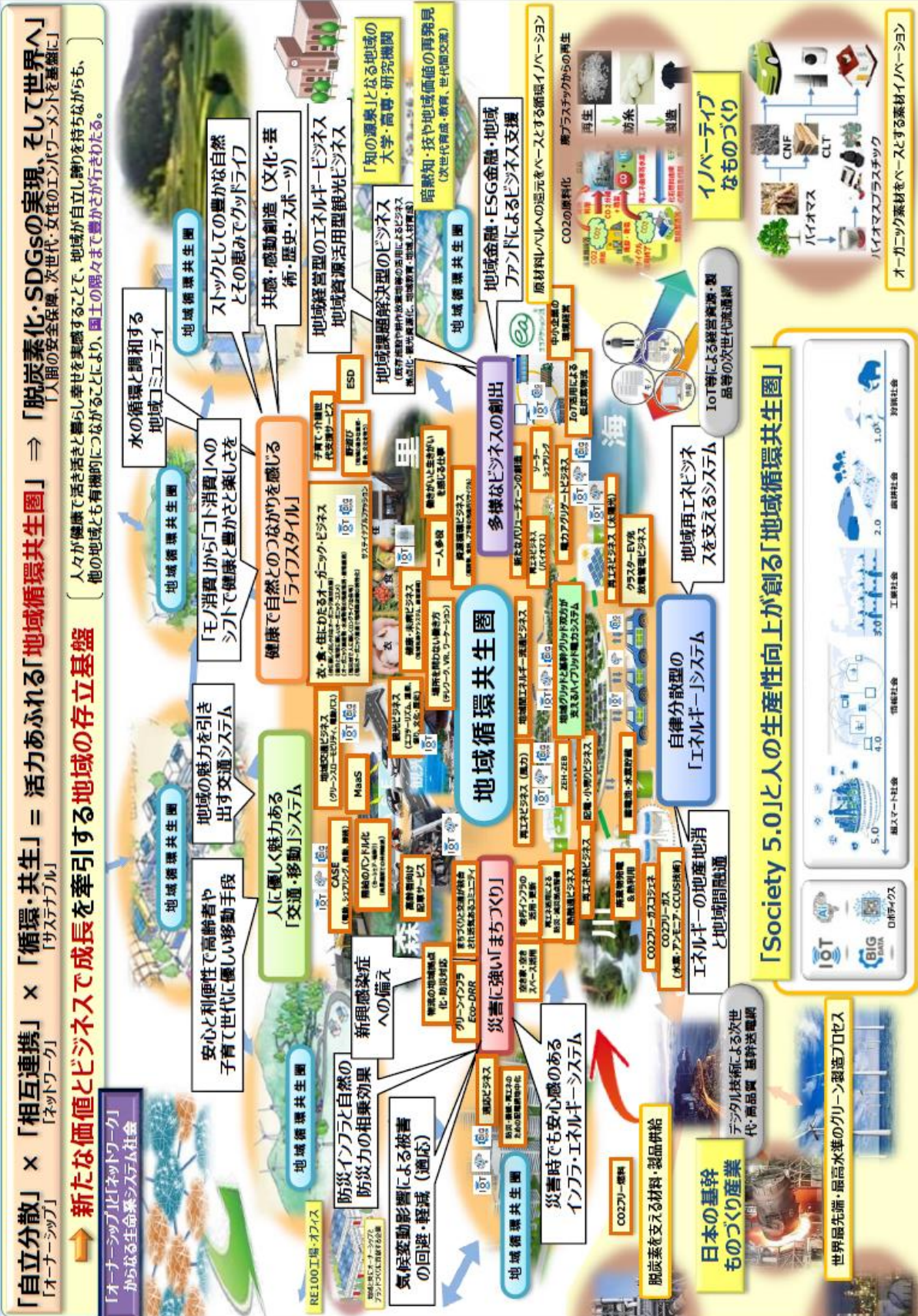


図 17-1 地域循環共生圏 (環境省版) マンダラ

出典：環境省



- 地域循環共生圏（2018年、閣議決定）とは、**地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）**を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして**地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」**を示す考え方。
- その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
- 地域循環共生圏は、第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、同計画の中心概念である「ウェルビーイング・高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置づけられた。

図 17-2 地域循環共生圏の概要

出典：環境省

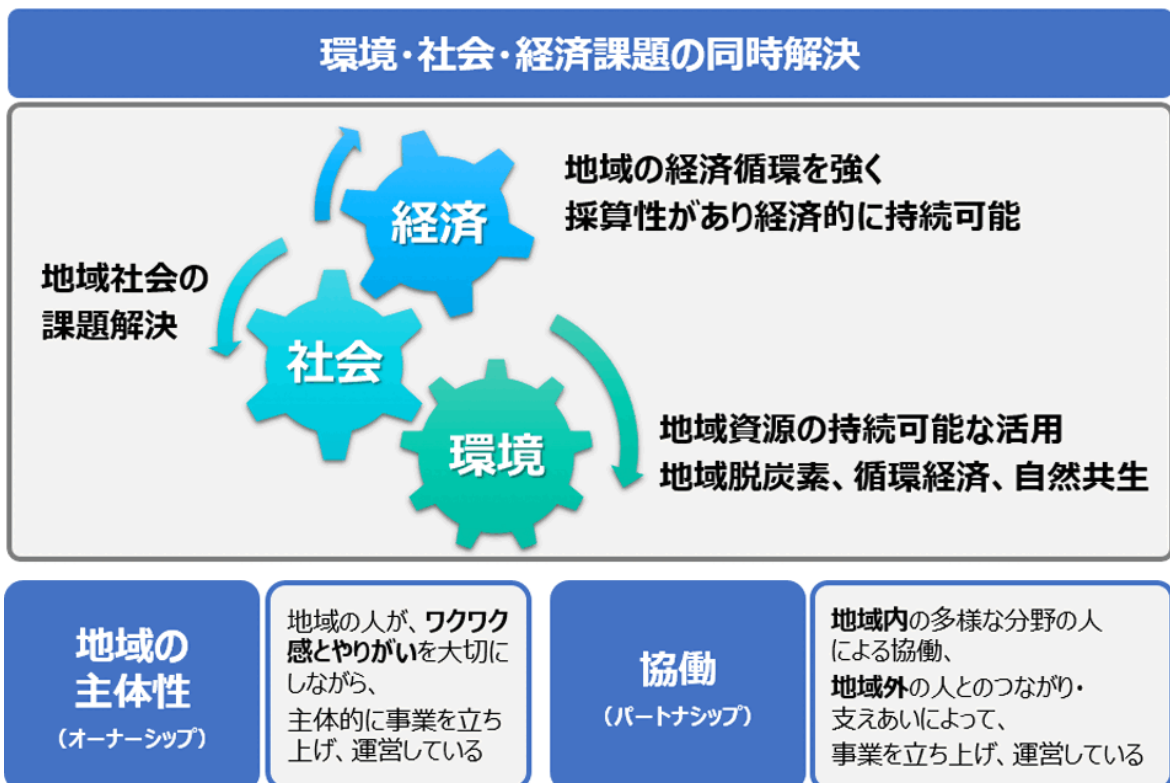


図 17-3 地域循環共生圏の3原則

出典：環境省

(5) 「ウェルビーイング*／高い生活の質」の実現

- 2024（令和6）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築』を掲げています。
- 近年、ウェルビーイング（Well-being）の考え方が注目を集めていますが、幸福度を比較すると、日本は先進国の中で最も低い水準が続いているほか、生活が苦しいと意識している世帯の割合は約半数となっています。また、諸外国に比べ、自分の将来に明るい希望を持っていない若者が多いという調査結果もあります。
- 2000年代頃から、日本では、物質的な豊かさより心の豊かさを重視する国民が多くなっていると言われていています。単なる「物量」の拡大ではなく「高品質・高付加価値」な商品・サービスの生産の拡大、いわば「質的」な向上が、現在、成長の多くの部分を担っているとの指摘もあり、脱炭素*を始めとした環境対策が投資活動を牽引し始めています。それらの結果として、多くの先進国で、環境負荷が下がりつつ経済成長が実現する事例が観察されています。
- 健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、さらには良好な環境が創出されるようにしていく必要があります、環境的側面から持続可能であると同時に、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムの構築が求められるとされています。
- 「地域循環共生圏」は、こうした持続可能な社会（「循環」と「共生」を実現された社会（循環共生型社会））が実現した日本の姿や、そこに至るまでの考え方を示したものとなっています。

(6) まとめ

- 以上の社会情勢等を踏まえ、本計画では、環境分野としての将来の社会の姿・考え方である「地域循環共生圏」を県政の各分野に提示するとともに、環境分野での様々な重要課題に対する施策展開をまとめます。

第3章 施策の展開

1 目指すべき将来像等

県ではこれまで、第三次計画に掲げた「環境と経済の好循環による『^{えがお}愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を目指して、環境の保全に係る各種施策を計画的に実施してきましたが、地球温暖化、生物多様性の減少、汚染など、環境問題は地球規模でますます深刻化しています。

2023（令和5）年5月のG7広島首脳コミュニケ*において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられたことから分かるように、私たちの経済活動等による環境への影響が依然として非常に大きいことを示しています。

私たちを取り巻く環境は、人類を含めすべての生命の生存基盤であり、活動の土台であること、また、私たちの暮らしが環境から多くの恩恵を受けている一方で、環境に対し負荷を与え、そのことによって環境が損なわれていることを、あらためて私たち一人ひとりが認識しなければなりません。

将来に向けて健全で恵み豊かな環境を保全し、よりよい環境を次世代に引き継ぐとともに、さらに豊かで快適な環境を創造し、成長・発展できる社会を構築していくためには、環境への負荷を削減しつつ、自然環境の充実と適切な利用による循環を高めながら、私たちも生態系・環境の一部であることを認識し、自然との共生を実現できる経済社会システムを構築することが必要です。

また、人口減少・高齢化が進展する現在においては、各地域が自立・分散型の持続可能な社会である地域循環共生圏を形成することにより、地域から人と自然のポテンシャルを引き出すとともに、地域同士がネットワークを形成し、人・モノ・資金が循環するように共生していくことも重要な課題となっています。

この課題は、決して他人事ではなく、私たち一人ひとりの意識や行動、ライフスタイルが、地域や団体といった集団における文化や取組につながり、ひいては社会の在り方、地球規模の課題解決にもつながっていくことを考えると、私たち一人ひとりが、日々の行動やライフスタイルから見直していくことが重要となっています。

そこで、本計画では、第三次計画で打ち出した将来の姿・方向性を踏まえつつ、さらに深化させていくため、本計画における「目指すべき将来像」を次のとおりとします。

環境を守り自然と共生する「^{えがお}愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現

愛媛県環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

2 各施策の主な取組等

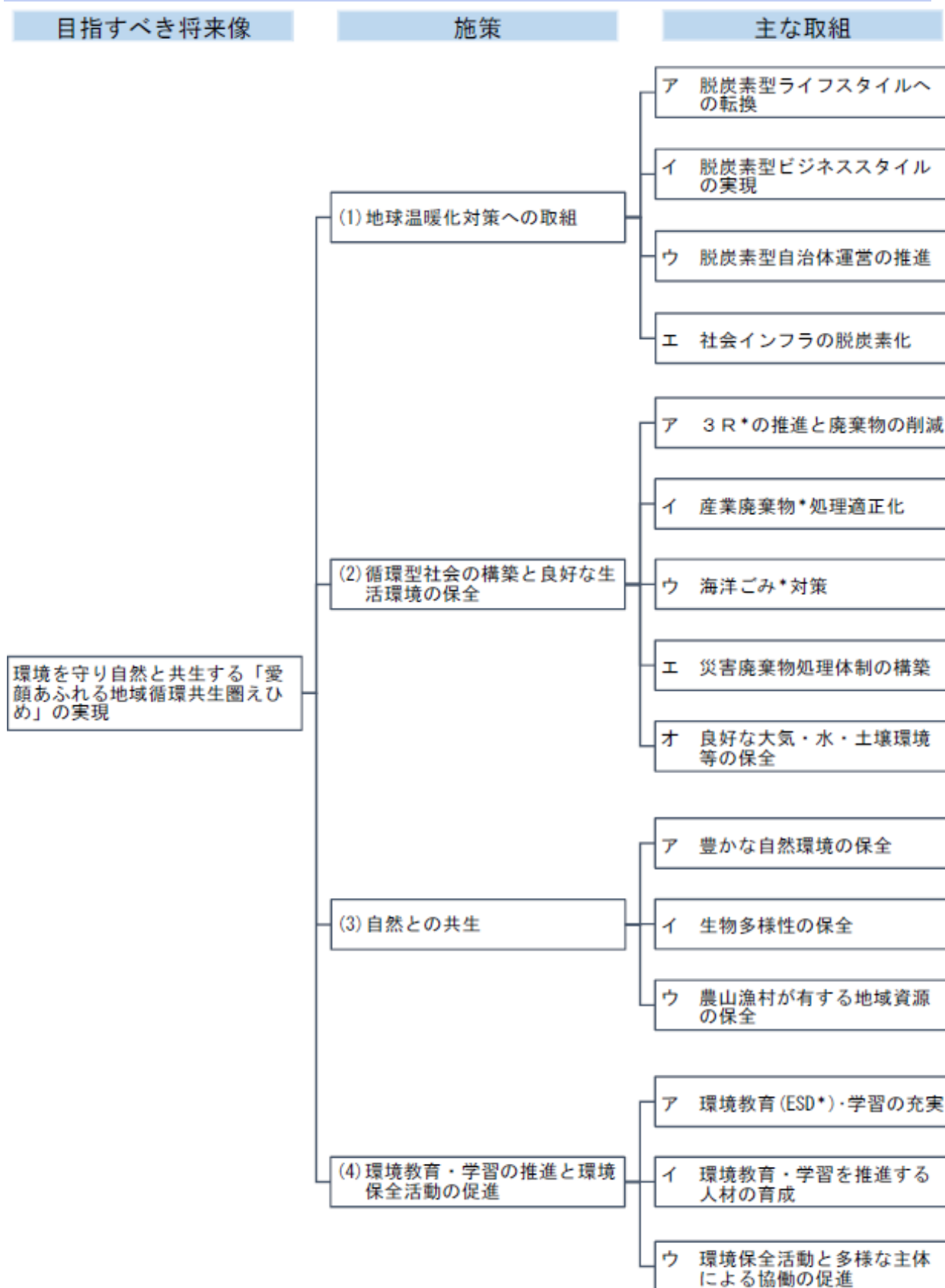
日本が目指す持続可能な社会の姿である地域循環共生圏の形成を目指し、(1)地球温暖化対策への取組、(2)循環型社会の構築と良好な生活環境の保全及び(3)自然との共生の3施策に、未来を支える人づくりとして(4)環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進を加えた4の施策を軸に、政策体系のとおり15の取組を展開します。

また、各施策の展開にあたっては、地域循環共生圏の形成を見据えて各施策の最終的な目標を客観的に表す指標を設定するとともに、その下に位置する主な取組ごとにも各施策の目標達成に向けた取組状況や進捗状況を示す代表的な指標を設定します。

（指標は、県環境審議会において毎年度進捗等を把握するため、統計調査などの客観的な数値で測ることができるものや、可能な限りデータが毎年（度）取得できるものであることなどに留意して設定）

なお、指標の目標年次は、計画期間の最終年次となる2030年度としますが、個別計画との整合などにより目標値の算定・設定が困難な指標については、第三次計画と同様にPDCAサイクルによるマネジメントの中で、個別計画の策定等に合わせて適宜設定します。

○政策体系



○指標一覧

▼施策

施策	指標名	基準値	目標値	出典（算出方法）	備考
(1) 地球温暖化対策への取組	温室効果ガス排出量（森林吸収分を差し引いた排出量）削減率	22,922千t-CO ₂ （2013（平成25）年度）	2013年度比△46%（2030年度）	愛媛県（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に示された手法をもとに算出（CO ₂ 排出量〔2013年度〕－CO ₂ 排出量〔対象年度〕／CO ₂ 排出量〔2013年度〕）	
(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全 ※4指標の総合的な評価により、施策としての達成度合いを評価	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	880g/人・日（2022（令和4）年度）	861g/人・日（2026年度）	一般廃棄物処理実態調査（環境省）	次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定
	産業廃棄物不適正処理事案改善率（累積）	91.7%（2023（令和5）年度）	93.5%（2026年度）	愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））	次期県総合計画において新たな目標値を設定予定
	海洋ごみの回収量	512t（2023（令和5）年度）	600t（2026年度）	愛媛県（県及び市町による回収実績により把握）	2024（令和6）年度から3年間で行う集中的な回収処理や今後の調査結果等をふまえて新たな目標値を設定予定
	大気・水質環境基準達成率	87.9%（2022（令和4）年度）	100%（2030年度）	愛媛県（大気汚染常時監視測定地点数、ダイオキシン類*の環境調査地点数及び公共用水域における環境調査水域数の和を分母とし、各環境基準達成地点・水域数を分子として算出）	
(3) 自然との共生	県土における自然環境エリア（自然公園、鳥獣保護区、里地里山等）の割合（30by30）	10%（2022（令和4）年度）	30%（2030年度）	環境省（環境省への聞き取り）	
(4) 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進	環境教育・学習参加者数	12,225人（2023（令和5）年度）	15,000人以上（2030年度）	愛媛県（環境マイスター利用者数、えひめ環境大学受講者数、こどもエコクラブ登録者数及び体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）入館者数の合計）	

▼主な取組

施策	主な取組	指標名	基準値	目標値	出典（算出方法）	備考
(1) 地球温暖化対策への取組	ア 脱炭素型ライフスタイルへの転換	家庭部門のCO ₂ 削減率	2,736千t-CO ₂ （2013（平成25）年度）	2013年度比△69%（2030年度）	愛媛県（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に示された手法をもとに算出（CO ₂ 排出量〔2013年度〕－CO ₂ 排出量〔対象年度〕）／CO ₂ 排出量〔2013年度〕）	
	イ 脱炭素型ビジネススタイルの実現	産業部門のCO ₂ 削減率	12,349 千 t-CO ₂ （2013（平成25）年度）	2013年度比△33.4%（2030年度）	愛媛県（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に示された手法をもとに算出（CO ₂ 排出量〔2013年度〕－CO ₂ 排出量〔対象年度〕）／CO ₂ 排出量〔2013年度〕）	
	ウ 脱炭素型自治体運営の推進	県の事務事業に伴うCO ₂ 削減率	87,348t-CO ₂ （2013（平成25）年度）	2013年度比△50%（2030年度）	愛媛県（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に示された手法をもとに算出（CO ₂ 排出量〔2013年度〕－CO ₂ 排出量〔対象年度〕）／CO ₂ 排出量〔2013年度〕）	
	エ 社会インフラの脱炭素化	県内の土木インフラ施設に係る電力消費により排出されるCO ₂ 削減量	333.81t-CO ₂ （2023（令和5）年度）	569.52t-CO ₂ （2026年度）	愛媛県（県が実施する事務事業による削減量の合算）	次期県総合計画において新たな目標値を設定予定
2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全	ア 3Rの推進と廃棄物の削減	一般廃棄物の1人1日当たり排出量【再掲】	880 g/人・日（2022（令和4）年度）	861 g/人・日（2026年度）	一般廃棄物処理実態調査（環境省）	次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定
		一般廃棄物のリサイクル率	16.0%（2022（令和4）年度）	28.0%（2025年度）	一般廃棄物処理実態調査（環境省）	次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定
	イ 産業廃棄物処理適正化	産業廃棄物不適正処理事案改善率（累計）【再掲】	91.7%（2023（令和5）年度）	93.5%（2026年度）	愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））	次期県総合計画において新たな目標値を設定予定
		産業廃棄物不適正処理事案改善率（単年度）	50.0%（2023（令和5）年度）	100%（2030年度）	愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））	
	ウ 海洋ごみ対策	海洋ごみの回収量【再掲】	512t（2023（令和5）年度）	600t（2026年度）	愛媛県（県及び市町による回収実績により把握）	2024（令和6）年度から3年間で行う集中的な回収処理や今後の調査結果等をふまえて新たな目標値を設定予定

		海洋ごみ対策事業を行う市町の割合	40% (2023(令和5)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(環境省補助(県の間接補助)を活用した市町数により把握)	
	エ	災害廃棄物処理体制の構築	100% (2023(令和5)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(訓練実施により把握(訓練参加自治体数/全自治体数))	
	オ	良好な大気・水・土壌環境等の保全	環境基準達成率(大気汚染)	87% (2022(令和5)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント*、PM2.5*の大気環境基準達成率)
			環境基準達成率(水質)	82% (2022(令和4)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(河川、湖沼及び海域におけるBOD*又はCOD*の水質環境基準達成率)
			環境基準達成率(ダイオキシン類)	100% (2023(令和5)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(大気、水質、底質及び土壌におけるダイオキシン類環境基準達成率)
			環境基準達成率(騒音)	86% (2023(令和5)年度)	100% (2030年度)	愛媛県(一般地域等における騒音環境基準達成率)
(3) 自然との共生	ア	豊かな自然環境の保全	自然公園、四国のみちの利用者数	4,486千人 (2023(令和5)年度)	4,565千人 (2030年度)	愛媛県(市町からの報告により把握)
	イ	生物多様性の保全	生物多様性についての認知度	65.3% (2023(令和5)年度)	85% (2030年度)	愛媛県(生物多様性という言葉を知っている)若しくは「聞いたことがある」人数/県内に居住する満18歳以上の男女2000人)
	ウ	農山漁村が有する地域資源の保全	農村漁村が有する地域資源の維持に向けた活動面積(森林、農地、水路)	21,845ha (2023(令和5)年度)	22,000ha (2026年度)	愛媛県(多面的機能支払交付金活用により保全されている面積及び森林整備面積の合計)
(4) 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進	ア	環境教育(ESD)・学習の充実	環境マイスター派遣回数	36回 (2023(令和5)年度)	60回 (2030年度)	愛媛県(環境学習会等を実施する団体等からの申請に対する派遣決定件数)
	イ	環境教育・学習を推進する人材の育成	環境NPO法人*数	153団体 (2023(令和5)年度)	153団体以上 (2030年度)	愛媛県(内閣府NPOホームページに掲載されているNPO法人(環境の保全を図る活動に登録があるもの)を基に調査)
			えひめ環境大学延べ受講者数	7,876人 (2023(令和5)年度)	10,300人 (2030年度)	愛媛県(2001(平成13)年度開講からの延べ受講者数)
ウ	環境保全活動と多様な主体による協働の促進	「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野応募団体数	34団体 (2024(令和6)年度)	35団体以上 (2030年度)	愛媛県(県が実施する助成事業への応募件数(単年度))	

(1) 地球温暖化対策への取組



① 目標

- ・温室効果ガス排出量（森林吸収分を差し引いた排出量）を削減する。

【基準値】 22,922千t-CO₂（2013（平成25）年度）

【目標値】 2013年度比△46%（2030年度）

【出典】 愛媛県（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に示された手法をもとに算出（(CO₂排出量〔2013年度〕－CO₂排出量〔対象年度〕) / CO₂排出量〔2013年度〕）

② 現状と課題

<現状>

- 2014（平成26）年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル*（IPCC*）第5次評価報告書における見識を踏まえ、2015（平成27）年11～12月に開催された国連気候変動枠組条約*第21回締結国会議（COP21）において、京都議定書*に代わる2020（令和2）年以降の新たな枠組みとして、すべての国が参加する初めての枠組みとなる「パリ協定*」を採択しました。これにより、世界各国が協調して地球温暖化対策に取り組むこととなりました。

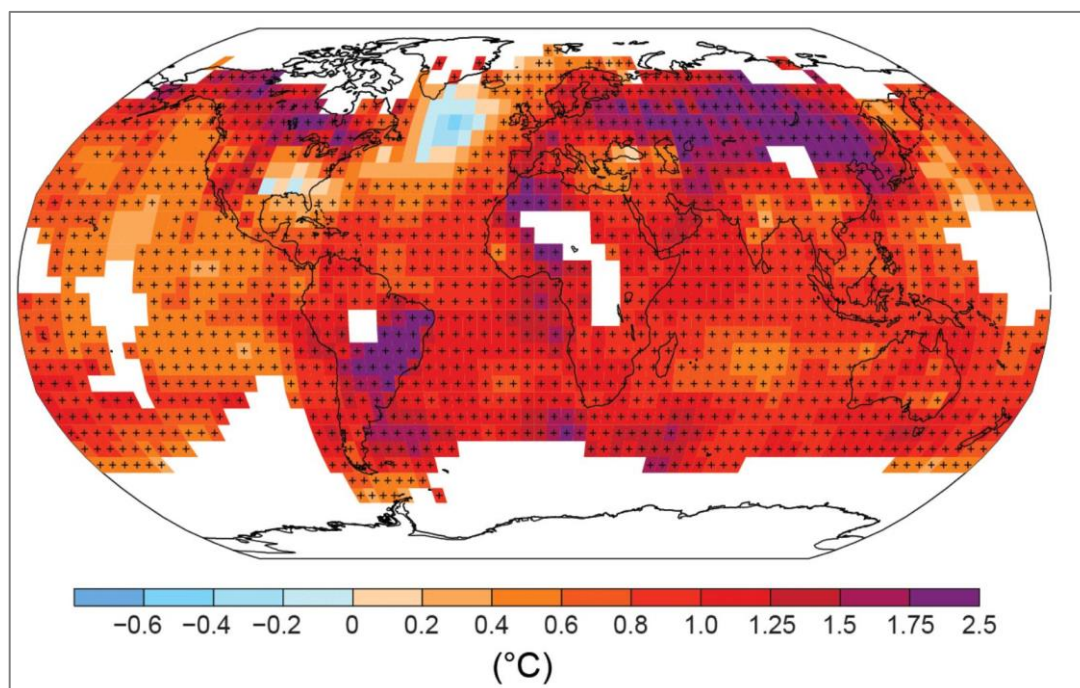


図18 観測された地上気温の変化（1901年から2012年までの変化）

出典：IPCC 第5次評価報告書

- 2023（令和5）年3月に公表された IPCC 第6次評価報告書統合報告書では、世界の平均気温は産業革命前から既に1.1度上昇しており、2030年代には1.5度に達する可能性が高いこと、また、1.5度以内に気温上昇を抑えるためには、温室効果ガスの排出量を2035年までに2019（令和元）年比で60%削減することが必要であることが明示されました。
- 同年11月から12月には、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイでCOP28が開催され、パリ協定下の世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイク*が初めて実施され、1.5度の気温上昇の維持には、緊急な行動が必要であること、また世界全体の温室効果ガスの排出量を2030年までに43%、2035年までに60%削減する必要があることが改めて認識されました。
- 2020（令和2）年10月の第203回臨時国会で、菅首相は所信表明演説で、2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*を目指すことを宣言し、2021（令和3）年5月に閣議決定した地球温暖化対策計画にも明記されるとともに、同年10月には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減することが明記されました。
- 県では、2024（令和6）年1月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」（2020（令和2）年2月策定）を改定し、国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、県の2030年度の中期削減目標を、2013（平成25）年度比で46.0%削減に引き上げるとともに、引き続き、長期目標として、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの「脱炭素社会」を目指しています。
- 2022（令和4）年度における日本の温室効果ガス排出量（森林吸収量*差引後）は、10億8千5百万トンで、省エネの進展等に伴うエネルギー消費量の減少や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの拡大、原子力発電所の再稼働）に伴う電力由来のCO₂排出量が削減したことなどから、2013（平成25）年度と比べて22.9%の減少となっています。
- 2021（令和3）年度における県内の温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギーの導入拡大や発電効率の向上によって、発電に伴う排出量が減少したことなどから、基準年である2013（平成25）年度の排出量と比較して22.9%減少しています（森林吸収分を含む）。

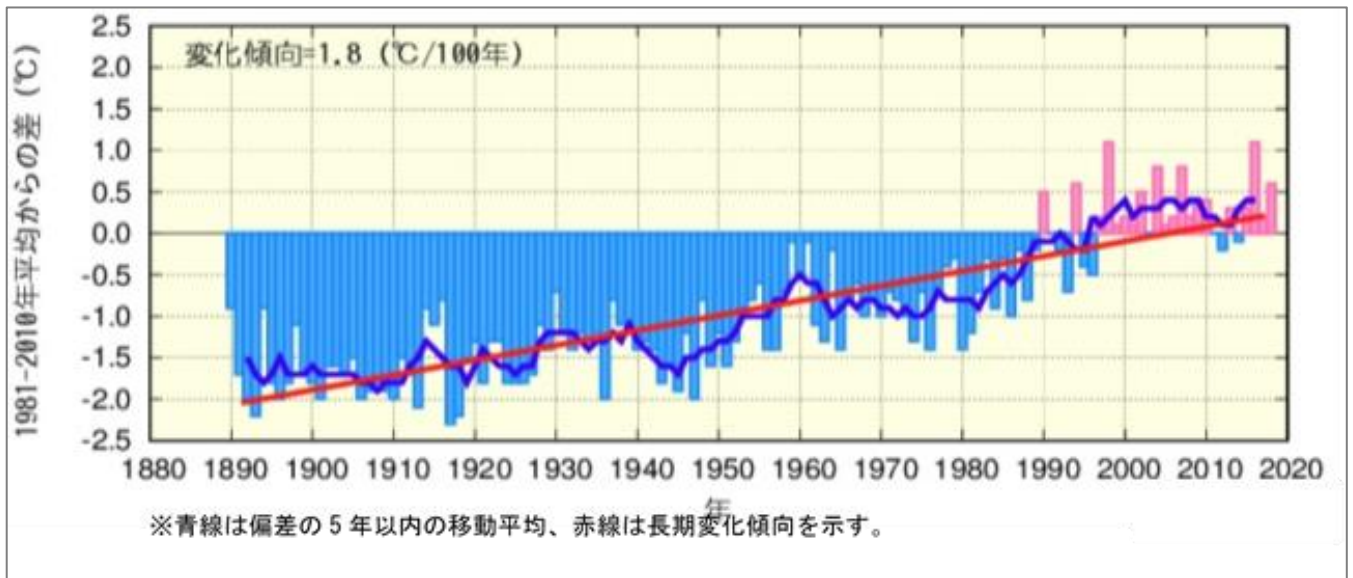


図 19 年平均気温の経年変化（松山地方気象台）

出典：松山地方気象台ホームページ「愛媛県の気候変動」

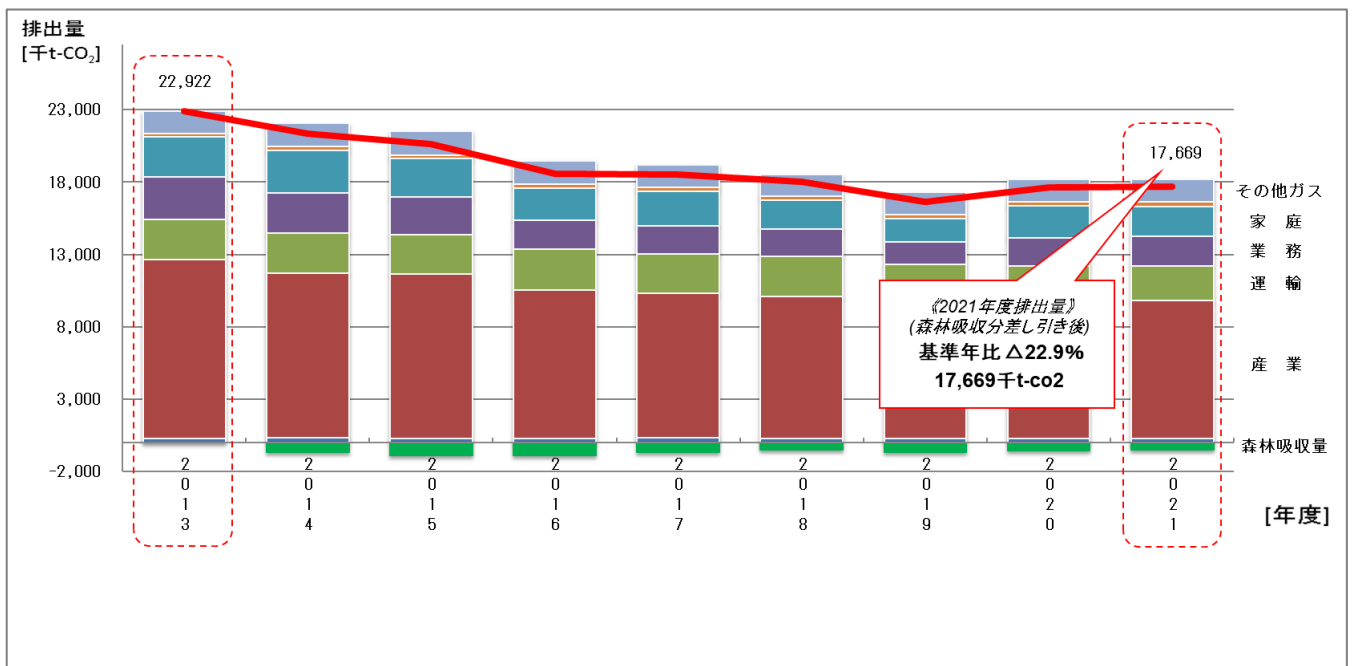


図 20 愛媛県の温室効果ガス総排出量の推移

出典：愛媛県環境・ゼロカーボン推進課

<課題>

- 東日本大震災以降の火力発電所の稼働増による発電に伴う温室効果ガス排出量増加の影響は非常に大きく、再生可能エネルギーなど非化石エネルギー*への転換を一層進める必要があります。
- 県内の温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門では、電化が困難な高

温帯の熱エネルギー消費について、低炭素化や効率化に向けた取組を進める必要があります。

- 事務所、店舗、公共施設等の民生業務部門では、省エネの進展により、一定程度の削減が進んでいますが、AI 技術の進展等に伴う電力使用量の増加等も見込まれる中、削減目標の達成に向けて、事業者等による一層の省エネ化の取組が求められているほか、再生可能エネルギーの導入による電力消費由来の排出削減や熱利用の脱炭素化を同時に進めていく必要があります。
- 家庭部門では、世帯数の増加や家電製品の多様化・複数化等によって排出量が増加しており、住宅での再生可能エネルギーの活用や断熱化も含めた脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。
- 地球温暖化は、農林水産業や災害など多岐にわたって影響を及ぼし、地球規模での国際協力を通じた取組がなければ解決できない問題です。したがって、その取組は私たち一人ひとりの行動にかかっており、自らが積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが重要です。
- 地球温暖化対策では、再生可能エネルギーや省エネルギー施設等の導入によって温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止める、また、温室効果ガスの吸収を促進するための森林などの吸収源対策を推進する「緩和策*」が重要です。一方、地球温暖化が進み、その影響と考えられる変化や異変が世界各地で認められており、今後は、「緩和策」に加えて、こうした悪影響を極力軽減するための「適応策*」を車の両輪として取り組んでいく必要があります。
- オゾン層*保護のため、フロン類*の排出抑制等にも着実に取り組む必要があります。

③ 主な取組

ア 脱炭素型ライフスタイルへの転換

- ・ 家庭部門のCO₂削減率

【基準値】 2,736千t-CO₂ (2013 (平成25) 年度)

【目標値】 2013年度比△69% (2030年度)

【出典】 愛媛県 (温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (環境省) に示された手法をもとに算出 (CO₂排出量 [2013年度] - CO₂排出量 [対象年度]) / CO₂排出量 [2013年度]))

○ 消費者の意識改革・行動変容の促進

脱炭素につながる国民運動の「デコ活*」等を推進し、県民の環境配慮意識の向上や環境配慮行動への変容を促進するとともに、環境等に配慮した消費活動のほか、熱中症予防や災害への備えなどの気候変動適応策への理解・普

及を図ります。

○ **省エネ・創エネ・蓄エネ*による住宅のゼロエネルギー化**

住まいの省エネ化に向け、高効率な省エネルギー機器の導入・買替えを促進するとともに、省エネ住宅や県産材住宅の普及を図るほか、住宅への太陽光発電及び家庭用蓄電池*及びV2H*の導入や家庭用燃料電池*の設置を促進します。

○ **環境負荷の小さい交通の促進**

次世代自動車*(特に電気自動車や燃料電池車)への転換を促進するほか、充電・充填設備等のインフラ設備の整備・拡充を推進します。

また、公共交通機関の利用や自転車通勤を促進するとともに、カーシェアやシェアサイクルのほか、MaaS*などの新たな移動サービスの導入を推進します。

○ **地産地消型エネルギーシステムの導入促進**

非常時のエネルギー確保のみならず、平常時の電力のピークカット等に資する「分散型エネルギーシステム*」の普及、エネルギーの地産地消に対する県民理解の促進を図ります。

イ 脱炭素型ビジネススタイルの実現

・産業部門のCO₂削減率

【基準値】12,349千t-CO₂ (2013 (平成25) 年度)

【目標値】2013年度比△33.4% (2030年度)

【出典】愛媛県(温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(環境省)に示された手法をもとに算出(CO₂排出量〔2013年度〕-CO₂排出量〔対象年度〕) / CO₂排出量〔2013年度〕)

○ **事業者等の意識改革・行動変容の促進**

職場での省エネ行動、脱炭素型の事業活動、テレワーク*などの柔軟な働き方や、エコ通勤・エコドライブ*の理解・普及を促進するほか、事業者の自主的・積極的な環境保全に向けた取組等の促進に向け、ISO14001*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステムに係る普及啓発や認証取得を推進します。

○ **省エネ・創エネ・蓄エネによる建築物のゼロエネルギー化**

高効率な省エネ機器・設備、エネルギー消費量を可視化する簡易計測ツールやビルエネルギー管理システム*(BEMS*)の導入などの省エネ対策を促進するとともに、ZEB*化や再エネ設備等の導入により、自立・分散型電源の確保を促進します。

○ **脱炭素経営*の推進（生産プロセスの改善・省エネの推進）**

脱炭素経営を促進するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣などを推進するほか、生産プロセスの改善とあわせたCO₂排出量の見える化、省エネ設備の導入を促進します。

また、熱利用の脱炭素化に向け、当面は電化やガス化等のエネルギー利用の合理化に資する設備、将来的には水素・合成メタン*・アンモニア等を使用する設備への転換を促進するほか、「J-クレジット制度*」の活用拡大、RE100*を促進します。

○ **脱炭素の動きを捉えた環境・エネルギー関連産業の振興**

県内事業者の有する技術を活かした社会実装、ビジネスモデル及びサプライチェーン*構築に対する支援や、革新的な製品・サービスの開発などの取組を行う事業者に対し、設備投資の促進や専門家の派遣等に取り組みます。

また、新たな産業の創出・育成、企業誘致を推進し、環境配慮型産業・脱炭素ビジネス*の振興を図るほか、国等が進めるCO₂回収・貯留技術の動向を注視し、調査研究等のサポートを推進します。

さらに、脱炭素をキーワードとするビジネスモデル構築に向けた情報発信、相談支援体制の構築を推進するほか、金融機関等との連携により、中小企業を支援するコンソーシアム*を構築し、省エネ設備・機器、再エネ設備等の導入や、脱炭素の動きを捉えたビジネスモデルの創出・普及等を推進します。

○ **再生可能エネルギーの導入拡大**

県内事業者等が行う再エネ等導入に関する取組や地域資源を活かした再エネ等の利活用による地域課題に資する取組、災害に強い自立・分散型のエネルギー供給を構築する取組などを推進します。

また、再エネ導入にあたっては、事業者は、自然環境との調和と関係法令の遵守徹底を図るとともに、生活環境への影響を考慮した設置場所の選定のほか、条例等による地域住民への説明・対話・合意形成や、地域貢献型事業の支援などにより、地域と共生した事業を推進します。

○ **バイオマス発電・バイオガスの普及拡大**

森林のCO₂吸収・固定化や林業振興など地域の活性化にも資する木質バイオマス*発電の普及拡大や、バイオディーゼル燃料*の需要・供給拡大のほか、廃棄物系バイオマスの利活用拡大を促進します。

○ **水素エネルギーの導入拡大**

2050年の脱炭素社会の実現に必要な不可欠なエネルギー源である水素エネルギーについて、家庭や地域単位での着実な導入を推進するとともに、グリーン水素の本格活用に向けた基盤づくりや水素需要の拡大・社会実装に向けた

体制の構築を推進します。

○ 次世代エネルギーの開発・転換促進

石油・石炭よりもCO₂排出量の少ない天然ガスの利用・導入を促進し、将来的にはCO₂排出量実質ゼロとなる合成メタンへの転換を目指すとともに、排熱*活用やコージェネレーション・システム*の導入を促進します。

また、2050年までの長期的な対応として、県内産業におけるエネルギー転換と次世代エネルギー産業の振興を図るため、産業における水素やアンモニア、合成メタン等、今後期待される脱炭素燃料の安定的かつ効率的な供給の確保に資する社会実装モデルの構築を推進します。

ウ 脱炭素型自治体運営の推進

- ・ 県の事務事業に伴うCO₂削減率

【基準値】 87,348t-CO₂ (2013 (平成25) 年度)

【目標値】 2013年度比△50% (2030年度)

【出典】 愛媛県 (温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (環境省) に示された手法をもとに算出 (CO₂排出量 [2013年度] - CO₂排出量 [対象年度]) / CO₂排出量 [2013年度]))

○ 県有施設の大幅な省エネルギー化整備

今後、建築物を新築・改築する際には、原則としてZEB Oriented相当以上に適合するものとし、既存の建築物においても、可能な限り、高効率空調機や熱源機器を順次導入することにより省エネを進めるとともに、デマンド監視装置の活用のほか、大規模な建築物を中心にBEMSを導入し、県有施設における効率的なエネルギー運用に努めます。

○ 太陽光発電設備の積極的導入

新築・改築する県有施設には、原則として、太陽光発電設備を設置することとし、既存の建築物については、2030年度までに、設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備が設置されることを目指します。

○ 環境性能が高い公用車の導入

公用車の購入・更新に際しては、原則として電気自動車・燃料電池自動車*等の電動車を導入し、2030年度までに電動車の導入割合が100%となるよう、計画的に公用車の電動化を進めます。

○ LED照明の整備

新築の建築物には、すべてLED照明を設置するとともに、既存の県有施設における照明も順次LED照明に切り替え、2030年度までにLED照明の導入割合100%を目指します。

○ **再生可能エネルギー電力の調達検討**

県有施設において、省エネ、創エネ及び蓄エネを行ってもなお、電力が不足する場合は、今後の再生可能エネルギー電力の価格動向も見極めながら、再生可能エネルギー電力の導入検討を進めていきます。

○ **『とべもり+(プラス)*』エリアにおける脱炭素モデル地域の確立**

県有施設が集積する『とべもり+(プラス)』エリアにおいて、県有施設の省エネ化やLED等の高効率設備への切替え、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入等、脱炭素の鍵を握る上記の取組を数多く取り入れることにより、2030年度までにゼロカーボン実現を目指します。

また、脱炭素の先進かつ象徴的な事例として、取組の過程を含めて積極的に情報発信し、県内への波及を図ります。

○ **環境に配慮した事業展開や職員の意識啓発等**

i) **職員研修の実施による意識改革・行動変容の促進**

全職員を対象に脱炭素や3R、その他環境保全に関する研修等を実施し、環境に対する職員一人ひとりの意識改革・行動変容を促します。

ii) **クールビズ*、ウォームビズ*の推進**

期限を区切らず、季節に応じた軽装の実施といった柔軟なワークスタイルの定着を推進し、人にも環境にも過度な負荷をかけない、働きやすい職場環境づくりを実践します。

iii) **自転車ツーキニスト*の拡大・ノーマイカー通勤の推進**

環境にやさしい自転車や公共交通機関による通勤を促進し、職員の脱炭素への意識を高めます。

iv) **省エネ型機器の導入**

パソコンやプリンター、コピー機など、業務で使用する電子機器の更新の際には、省エネ製品を選択するなど省エネ型機器の導入を積極的に進めます。

v) **スマート県庁の推進**

デジタル技術の導入やデジタルシフトを通じて、ペーパーレス・WEB会議の普及及び時間外労働の削減といった省資源、省エネにつながる業務体制を推進します。

vi) **県産木材の利用促進**

CO₂を吸収し、かつ固定化する性質を持つ木材は、環境や人に配慮した安らぎの空間を生み出すことができることから、公共施設等を建築する際には、県内産の木材を使用した木造住宅や直交集成板* (CLT* : Cross laminated timber) 建築物の建設促進及び公共施設の木造・木質化のほ

か、公共土木工事についても、県産木材の利用促進に努めます。

vii) **グリーン購入*の推進**

愛媛県グリーン購入推進方針に基づき、県が率先して環境負荷が少ない物品の購入を推進します。

viii) **公共工事実施時の環境配慮の推進**

公共工事を受注する事業者に対し、排出ガス対策型の建設機械の使用や建設廃棄物の発生の抑制等、事業実施に当たっての温室効果ガス排出対策や環境負荷の低減を促し、環境に配慮した公共工事の施工に努めます。

エ 社会インフラの脱炭素化

- ・ 県内の土木インフラ施設に係る電力消費により排出されるCO₂削減量

【基準値】 333.8t-CO₂ (2023 (令和5) 年度)

【目標値】 569.52t-CO₂ (2026年度)

※次期県総合計画において新たな目標値を設定予定

【出典】愛媛県(県が実施する事務事業による削減量の合算)

○ 地域環境の整備

都市部における都市公園や街路樹などの緑地は、身近なCO₂吸収源としての役割とともに、蒸散作用による気温上昇を抑制する効果があることから、都市の緑化を積極的に推進します。

また、都市計画の策定に当たっては、温暖化対策推進の観点から、CO₂の排出の少ない効率的な土地利用の推進や交通・物流対策、エネルギーの面的利用、緑化の推進等、総合的な「低炭素都市づくり」の方針について検討を進めます。

○ やすらぎのある緑豊かな住環境の整備

都市公園や緑地など身近な緑の計画的な整備により、やすらぎのある緑豊かな住環境の整備に努めます。

○ 周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成

地域特性を活かしたまちづくりや地域特有の歴史的・文化的な景観の保存と積極的な活用を努めます。

また、潤いのある水辺空間の創出やにぎわいのある水際空間の整備に努めます。

○ 環境に配慮した都市機能の集約化

今ある都市機能を有効に活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトで環境に配慮したまちづくりに努めます。

○ **県営住宅共用部電灯や街灯等のLED化**

県営住宅や街灯等の照明器具における省エネ化を図るため、これらに設置された蛍光灯・水銀灯器具のLED改修を進めます。

○ **カーボンニュートラルポート*（CNP*）の形成**

CNPを形成し、脱炭素社会の実現に貢献することとしており、その一環として、県が管理する重要港湾4港（三島川之江港、東予港、松山港、宇和島港）において、港湾脱炭素化推進計画の策定に取り組みます。

○ **県管理ダム小水力発電*施設の設置**

県管理ダム（玉川ダム）に設置された小水力発電施設を適正に稼働することにより、再生可能エネルギーとしての有効活用を図ります。

(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全



① 目標

本施策においては、主な取組を測る指標等から次の4指標を設定し、総合的に評価することで、施策としての達成度合いを測ることとします。

- ・一般廃棄物の1人1日当たり排出量を削減する。

【基準値】880 g/人・日（2022（令和4）年度）

【目標値】861 g/人・日（2026年度）

※次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定

【出典】一般廃棄物処理実態調査（環境省）

- ・産業廃棄物不適正処理事案改善率（累積）を向上させる。

【基準値】91.7%（2023（令和5）年度）

【目標値】93.5%（2026年度）

※次期県総合計画において新たな目標値を設定予定

【出典】愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））

- ・海洋ごみの回収量を増加させる。

【基準値】512t（2023（令和5）年度）

【目標値】600t（2026年度）

※2024（令和6）年度から3年間で行う集中的な回収処理や今後の調査結果等をふまえて新たな目標値を設定予定

【出典】愛媛県（県及び市町による回収実績により把握）

- ・大気・水質環境基準達成率を向上・維持する。

【基準値】87.9%（2022（令和4）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（大気汚染常時監視測定地点数、ダイオキシン類の環境調査地点数及び公共用水域における環境調査水域数の和を分母とし、各環境基準達成地点・水域数を分子として算出）

② 現状と課題

ア 循環型社会の構築

<現状>

- 世界では、開発途上国での急激な経済発展と人口増加を背景に、廃棄物の発生量が増大しており、2050年の世界全体の廃棄物発生量は、2000(平成12)年の倍以上となると予測されています。加えて、廃棄物の処理能力の不足や国際的な移動の増加が懸念されており、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっています。
- これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源*枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。このため、持続可能な社会を実現していくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが重要です。
- 国では、循環型社会の形成を目指し、2000(平成12)年に制定した「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする法的基盤整備を進め、その結果、国民の環境意識の向上や事業者による技術開発、システム見直しを通じた全国的な循環型社会づくりへの取組が進み、廃棄物の排出量等は大幅に減少しています。さらに、2024(令和6)年8月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約への対応、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決するとし、5つの柱を示しています。
- 近年、プラスチックほど、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした素材はありませんが、一方で、ポイ捨て等の不適正な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。このような中、主要20か国・地域(G20)首脳会合などで世界的な対策が始まり、「プラスチック資源循環戦略」(2019(令和元)年5月)が策定されたほか、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(2022(令和4)年4月施行)が制定されました。

- 県では、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2022（令和4）年3月に策定した「第五次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、3Rの推進や廃棄物の適正処理の確保など幅広い施策の展開に努めています。
- 産業廃棄物については、2007（平成19）年4月から「資源循環促進税」を導入し、排出抑制や減量化、リサイクルその他の適正処理の促進を図っています。

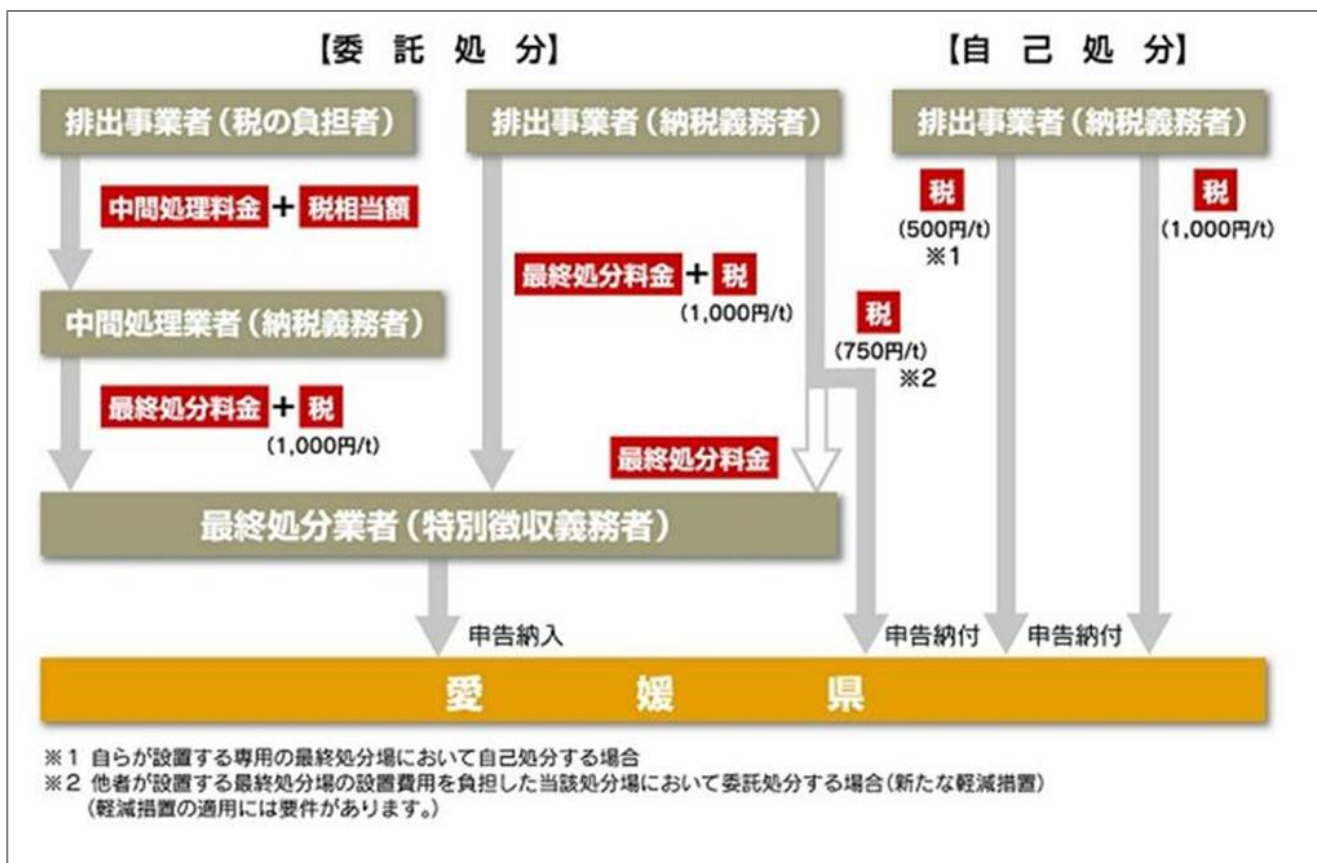


図 21 資源循環促進税の概要

出典：愛媛県循環型社会推進課

<課題>

- 本県の県民1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にありますが、引き続きごみの排出抑制に努めていく必要があります。

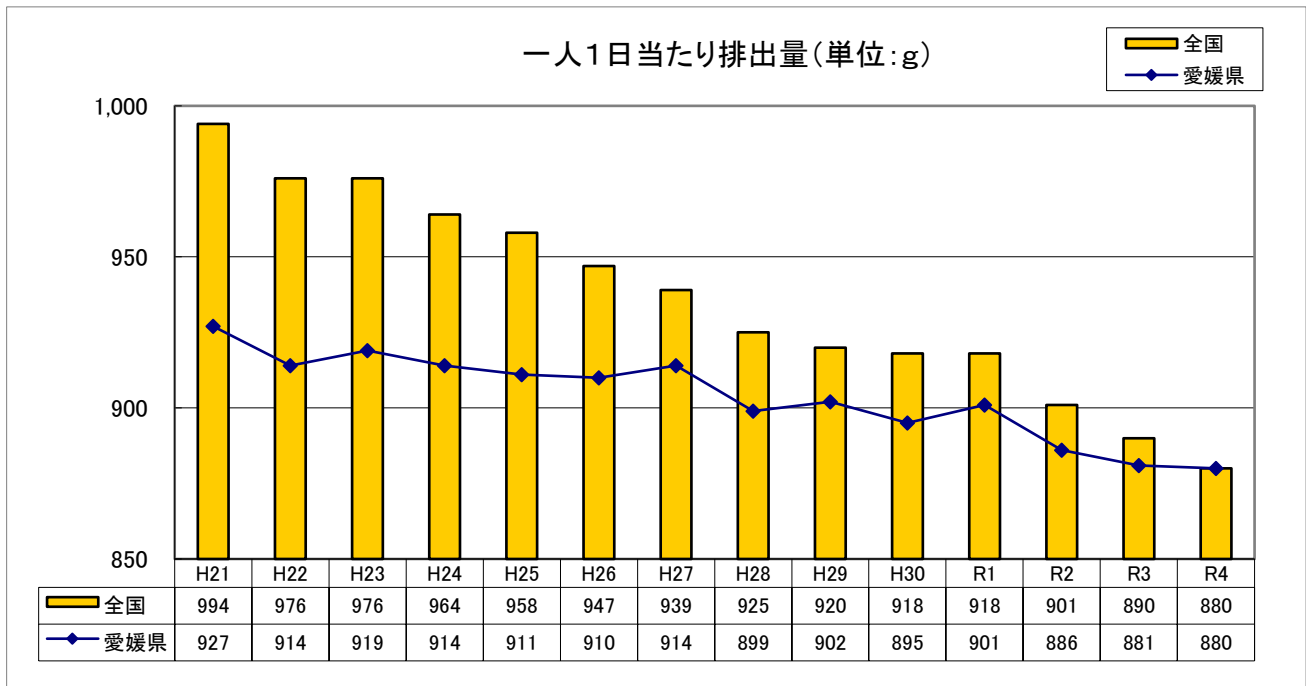


図 22 愛媛県の県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

出典：愛媛県循環型社会推進課

- 廃棄物の処理に伴う環境負荷をできる限り低減するため、適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。
- 2030年代後半から急増すると見込まれる太陽光パネルの大量廃棄に備えた対策など、廃棄物を資源として有効活用するための新たなリサイクル技術や製品・サービスの開発と普及を促進する必要があります。
- 東日本大震災や平成30年7月西日本豪雨災害等で大量に発生した災害廃棄物が問題になったことを踏まえ、大規模地震等の災害発生時に迅速かつ適正な処理ができるよう、あらかじめ備えておくことが必要です。
- プラスチックごみによる海洋汚染が深刻化する中、愛媛の美しい海を次世代に引き継ぐとともに、石油資源の消費を抑制した循環型社会づくりを推進していくため、「えひめプラスチック資源循環戦略」(第五次えひめ循環型社会推進計画(2020(令和2)年3月策定)に統合)に基づき、県民、NPO等民間団体、事業者、教育機関及び行政などが、主体的かつ積極的に連携、協働して取組を進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を図っていくとともに、海洋ごみの回収についても一層の取組を図る必要があります。
- 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、県・市町が連携して実施施策や体制等について検討を進め、「もったいない」

の精神を活かした県民総参加による運動を今後一層加速していく必要があります。

イ 良好な生活環境の保全

<現状>

- 開発途上国における急激な経済発展に伴う環境汚染は依然として深刻な状況にあり、微小粒子状物質*（PM2.5）や光化学オキシダント、水銀、マイクロプラスチック*による海洋汚染など、様々な越境汚染が顕在化しています。
- 2013（平成25）年1月に中国で発生したPM2.5等による大規模な大気汚染問題を契機として、国においては同年12月に「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」を取りまとめ、引き続き、国民の安全・安心の確保、環境基準の達成、アジア地域における清浄な大気の共有等を目標とした取組を進めています。
- 水俣病*のような健康被害を繰り返さないため、2013（平成25）年に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017（平成29）年8月に発効しました。国においては水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法を一部改正し（2018（平成30）年4月1日施行）、水銀の人為的排出等を規制するための取組を進めています。
- 水環境に関し、国では、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための「水循環基本法」を2014（平成26）年4月に公布し、2015（平成27）年7月には、「水循環基本計画」を策定し、健全な水循環の維持、回復のための取組を進めています。また、2014（平成26）年4月に公布した「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、雨水を貯留し有効活用を図るための取組を進めています。
- 2015（平成27）年10月、「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念が新設され、生物の多様性及び生産性を確保する「豊かな海」を目指すこととされました。さらに、瀬戸内海の一部の水域で、栄養塩類*の不足等による水産資源への影響等の課題に対応するため、2021（令和3）年6月、同法が改正され、栄養塩類管理制度の創設や自然海浜保全地区の指定対象の拡充などが盛り込まれ、従来の規制措置のみならず、栄養塩類の管理や藻場*・干潟*等の保全、再生及び創出等、瀬戸内海を「豊かな海」とするための施策を総合的に推進しています。
- 本県の大気、水、土壌などの生活環境は、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などにより、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は大きく改善が図られ、現在はおおむね良好な状況となっています。

- 1万種以上ある有機フッ素化合物* (PFAS*)のうち、有害性が懸念されるPFOS*・PFOA*について、2020(令和2)年5月、暫定指針値(50ng/L)が設定され、米軍基地やPFASを製造・使用等していた事業者等の周辺地下水等から、暫定指針値を大幅に上回るPFOS・PFOAが検出された地域もありますが、これまでの本県における公共用水域等の調査の結果では、暫定指針値を下回っています。

<課題>

- 大気、水質、土壌、騒音などの環境基準が達成されるとともに、振動、悪臭などの規制基準が遵守されるよう、監視と的確な情報提供、適切な指導の実施等が求められています。
- 経年劣化により石綿*を使用した建築物等の解体作業が増加することが予想されており、石綿の飛散防止対策の徹底が求められています。
- PM2.5は、近年、環境基準達成率が向上している一方、光化学オキシダントの環境基準の達成率は依然として低く、2024(令和6)年6月には注意報を発令していることから、引き続き適切に監視を実施するとともに、的確な情報提供が求められています。
- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質は、最新の科学的知見に基づいて、国や専門機関等と連携し、適正に管理する必要があります。特にPFASなどの新規の汚染が懸念される物質の毒性や健康影響等について、いまだ確定的な知見はないため、国において知見の集約や的確な情報提供、適正な処理対策の導入等が求められています。
- 限られた資源である水は、私たちの暮らしや経済活動を支える基本的な資源であり、安全で良質な水の安定供給や適切な排水処理が求められています。
- 本県が面する瀬戸内海は、温暖な気候と資源に恵まれ、古くから県民の生活、文化と密接な関係を持ち、自然の恵みを提供してきました。こうした恵みを県民が等しく享受し、次の世代に継承していくためには、本県だけでなく、海域沿岸の住民等との協力によって、瀬戸内海的环境保全に関する取組を展開していく必要があります。また、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全、再生及び創出等により、瀬戸内海の生物多様性・生物生産性の確保のための取組を展開する必要があります。
- 本県には、歴史的・文化的な町並みや農村景観など、地域特有の美しい景観が残されており、これらの資源の保存と有効活用、水辺や緑空間の積極的な整備が求められています。

③ 主な取組

ア 3Rの推進と廃棄物の削減

- ・一般廃棄物の1人1日当たり排出量【再掲】
【基準値】880g/人・日（2022（令和4）年度）
【目標値】861g/人・日（2026年度）

※次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定

【出典】一般廃棄物処理実態調査（環境省）

- ・一般廃棄物のリサイクル率
【基準値】16.0%（2022（令和4）年度）
【目標値】28.0%（2026年度）

※次期「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定予定

【出典】一般廃棄物処理実態調査（環境省）

○ 3R活動の普及啓発

県民、NPO等民間団体、事業者及び行政などの各主体が循環型社会づくりの担い手として積極的にそれぞれの役割を果たすよう意識を高めていくため、子どもから大人までを対象とした3Rに関する教育・学習を充実させるとともに、イベント等による普及啓発活動を展開するほか、ホームページをはじめ様々な機会をとらえて3Rに関する情報提供に努めます。

○ リデュース*（発生抑制）の推進

県民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型の生活様式を改め、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町や環境活動団体等と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組を支援します。

また、事業活動においても、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組を推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じます。

○ リユース*（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組が必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器*や再使用可能な製品の利用促進を図ります。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための

回収システムの構築の促進を図ります。

○ リサイクル（再生利用）の推進

リデュース、リユースしてもなお排出された廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要があります。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進します。

また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品づくり、素材を活かし、元の製品より価値を高める加工など、事業者によるリサイクル技術の研究開発やアップサイクル*の取組等を促進するとともに、個別リサイクル法*の円滑な施行とグリーン購入の普及を図ります。

○ プラスチック資源循環の促進

県と市町が率先して周知徹底・普及啓発を行い、県民の意識醸成を図るとともに、再生材や紙、バイオマスプラスチック*等の再生可能な資源への適切な代替を促進することにより、ワンウェイ*のプラスチック製容器包装・製品のリデュース等、経済的・技術的に回避可能なプラスチックの使用量の削減を図るほか、分別回収の徹底等により、使用済プラスチックのリサイクルの促進を図ります。

○ 食品ロスの削減

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、「もったいない」という文化や意識を生かした県民総参加による運動を展開して、県民の日常生活での「食べきり」を意識した行動の普及に努めます。

○ 循環型社会ビジネス*の育成・支援

地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等循環資源*の性状に適したリサイクル事業等3R活動の活性化を図っていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要があります。

このため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び施設整備等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組を促進します。

イ 産業廃棄物処理適正化

- ・ 産業廃棄物不適正処理事案改善率（累計）【再掲】

【基準値】 91.7%（2023（令和5）年度）

【目標値】 93.5%（2026年度）

※次期県総合計画において新たな目標値を設定予定

【出典】愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））

- ・産業廃棄物不適正処理事案改善率（単年度）

【基準値】50.0%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（不法投棄等実態調査等により把握（改善件数／事案件数））

○ 産業廃棄物の適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準*等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底します。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築します。

ウ 海洋ごみ対策

- ・海洋ごみ回収量【再掲】

【基準値】512t（2023（令和5）年度）

【目標値】600t（2026年度）

※2024（令和6）年度から3年間で行う集中的な回収処理や今後の調査結果等をふまえて新たな目標値を設定予定

【出典】愛媛県（県及び市町による回収実績により把握）

- ・海洋ごみ対策事業を行う市町の割合

【基準値】40%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（環境省補助（県の間接補助）を活用した市町数等により把握）

○ 海洋ごみの発生抑制対策の推進

海洋ごみに関する環境教育・環境学習の充実や不法投棄の未然防止対策を行い、海洋ごみの発生抑制に努めます。

○ 海洋ごみの回収・処理の実施

海岸・港湾・漁港管理者やボランティア等による海岸漂着物等（漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ）の回収・処理により、海洋環境の保全に努めます。

○ 海洋プラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、ポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進します。また、海洋プラスチックごみの実態把握及び海

岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止します。

エ 災害廃棄物処理体制の構築

- ・災害廃棄物処理に係る訓練への自治体参加率

【基準値】100%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（訓練実施により把握（訓練参加自治体数/全自治体数））

○ 人材の育成

災害廃棄物処理に関する訓練やワークショップ等の継続的な実施により、災害廃棄物処理を担当する県・市町職員の育成に努めます。また、平成30年7月西日本豪雨での災害廃棄物処理の経験や過去の事例で得られた知見や教訓を全市町で共有し、訓練に反映するなど、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に努めます。

○ 広域処理体制の構築

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震*等の大規模災害時には、一度に大量の災害廃棄物が発生し、単一市町での処理が困難となるため、平常時から、市町及び民間事業者が、地域の災害廃棄物処理に関する課題について意見交換や情報共有等を行うことにより、広域処理体制の構築に努めます。

オ 良好な大気・水・土壌環境等の保全

- ・環境基準達成率（大気汚染）

【基準値】87%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、PM2.5の大気環境基準達成率）

- ・環境基準達成率（水質）

【基準値】82%（2022（令和4）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（河川、湖沼及び海域におけるBOD又はCODの水質環境基準達成率）

- ・環境基準達成率（ダイオキシン類）

【基準値】100%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（大気、水質、底質及び土壌におけるダイオキシン類環境

基準達成率)

- ・環境基準達成率（騒音）

【基準値】86%（2023（令和5）年度）

【目標値】100%（2030年度）

【出典】愛媛県（一般地域等における騒音環境基準達成率）

○ 大気環境の保全対策の推進

大気汚染の監視体制の充実や、ばい煙や粉じん*、水銀等を排出する工場、事業場への立入検査などの適正な指導、光化学スモッグ*等に対する緊急時対策の実施などにより、安全で快適な大気環境の保全に努めます。

また、越境汚染が懸念されるPM2.5についても、全県的な常時監視を実施するとともに、注意喚起の実施など県民へのきめ細かな情報提供等に努めます。

さらに、石綿による健康不安を解消するため、石綿含有建築物等の解体工事現場への立入検査や周辺大気環境調査などにより、監視、指導に努めます。

○ 水、土壌環境の保全対策の推進

「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「愛媛県公害防止条例」に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査による指導を実施するとともに、農業などにおける化学肥料、化学農薬の使用削減対策や家畜排せつ物の適正処理などに努めます。

また、水質汚濁物質や土壌汚染物質の発生源への対策、監視などにより、水や土壌を汚さないための未然防止対策を進めるとともに、身近な河川等の水質浄化への取組の促進などに努めます。

さらに、全国的に問題となっている海岸漂着物などの海洋ごみについて、計画的に回収・処理を進めるとともに、発生の抑制に努めます。

○ 有害化学物質対策の推進

有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

また、ダイオキシン類については、発生源に対する監視、指導の強化に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB*）廃棄物*の適正かつ計画的な処理を進めます。

さらに、PFAS等について、毒性や健康影響の知見に係る国の対応状況や、公共用水域等における調査結果を適切に情報提供するとともに、法改正等の状況を踏まえながら、工場や事業場、廃棄物処理施設における排水対策の強化などの指導に努めます。

○ 瀬戸内海環境保全対策の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する愛

媛県計画」に基づき、引き続き水質総量規制を行うほか、栄養塩類管理制度を活用した順応的かつ機動的な栄養塩類の管理を推進するとともに、瀬戸内海沿岸関係府県等と連携し、沿岸域における藻場・干潟等の保全、再生及び創出等、瀬戸内海を「豊かな海」とするための施策を総合的に推進します。

○ 生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな要因となっている生活排水について、「愛媛県全県域生活排水処理構想」に基づき、地域の実状や特性に応じた公共下水道、農業集落排水施設*、コミュニティ・プラント*、合併処理浄化槽*等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するとともに、市町等と連携、協働して日常生活における生活排水対策の普及啓発及び自主的な取組などを促進し、快適で良好な水環境の保全に努めます。

○ 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭の防止を図るため、自動車騒音、航空機騒音の常時監視や騒音等の実態調査を継続的に実施するとともに、状況に応じた規制地域や環境基準類型等の指定の検討等を行い、生活環境の保全に努めます。

○ 水道の基盤強化対策の支援

県民生活に不可欠なライフラインである水道について、安全な水の安定供給を維持していくため、水道事業者が実施する水道施設の整備や水道水質の衛生対策を支援するとともに、水道事業者間の広域的な連携を推進し、将来にわたって持続可能な水道となるよう基盤強化に向けた取組を支援します。

○ 水道施設の防災・減災、強靱化対策の推進

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化、頻発化する豪雨災害等の大規模災害を踏まえ、災害時においても断水が長期化し、県民生活に甚大な影響が及ばないように、市町等との連携のもと、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水対策及び停電対策等の防災対策など、水道施設の強靱化の推進を積極的に支援します。

○ 水源かん養機能*の保全と健全な水循環の維持

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雨水・再生水の利用など水の有効利用の促進等を通じて、健全な水循環の維持に努めます。

○ 環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度*等の適切な運用を推進し、大規模開発事業等において、計画の早い段階から適切な環境配慮の検討を促すとともに、適正な環境配慮の措置を行い、環境悪化を未然に防止して、開発と環境保全との調整に努めます。

(3) 自然との共生



① 目標

- ・ 県土における自然環境エリア（自然公園、鳥獣保護区、里地里山等）の割合を増加させる。(30by30)

【基準値】 10%（2022（令和4）年度）

【目標値】 30%（2030年度）

【出典】 環境省（30by30、環境省への聞き取り）

②現状と課題

<現状>

- 国際自然保護連合*（IUCN*）では、毎年「レッドリスト*」を作成しており、2019（令和元）年12月に公表されたレッドリストでは、評価対象種の27%に当たる30,178種が絶滅危惧種と評価されています。
- 2022（令和4）年12月にカナダで開催された生物多様性条約*第15回締約国会議（COP15）において、愛知目標*に代わる新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。新枠組では、2050年ビジョンとして愛知目標の「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、4個の2050年に向けたグローバルゴールが新たに設定されました。また、2030年ミッションとして「生物多様性の損失を止めて反転させる」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられるとともに、2030年までの行動目標として30by30目標をはじめとする23個のグローバルターゲットが設定されました。
- 国では、COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、自然共生社会*の実現や「新枠組」などの国際目標や国内目標の達成に向けた取組が進められています。
- 2020（令和2）年3月に公表された「環境省レッドリスト」では、絶滅のおそれのある種として3,716種が掲載されています。
- 本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

- 「生物多様性基本法」においては、都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が規定されていることから、県では2011（平成23）年12月に中国四国地方で初めて「生物多様性えひめ戦略」を策定し、生物多様性の保全と管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用、多様な人々の連携・協働を目標として、各種施策に取り組んできました。2017（平成29）年2月には、戦略策定から5年が経過したことから、社会経済状況やこれまでの成果を踏まえ課題を検証するとともに、各分野の有識者等からの意見を反映した「第2次生物多様性えひめ戦略」に改定し、着実かつ効果的な施策の推進に取り組んでいます。
- 2014（平成26）年10月に発行した「愛媛県レッドデータブック2014」では、1,773種が掲載され、「愛媛県レッドデータブック2003」の掲載種数から431種が増加しています。増加の要因として、新たな分類群の追加や県独自のカテゴリーの定義変更に加え、生息・生育環境の悪化の影響があるものと考えています。
- 近年の生息・生育環境の悪化等による県内自生種の絶滅危険性の急速な高まりや、学術的知見の蓄積等により、県レッドリストのカテゴリー区分変更等に対して柔軟に対応する必要性が生じています。そこで、可能な分野からえひめの生物多様性保全推進委員会において、2020（令和2）年及び2022（令和4）年に県レッドリストの見直しを行っており、「愛媛県レッドリスト2022」では、1,722種を掲載しています。

分類群	レッドリスト種							合計
	絶滅種 EX+EW	絶滅危惧種				準絶滅 危惧 NT	情報 不足 DD	
		I A類 CR	I 類 CR+EN	I B類 EN	II類 VU			
哺乳類	1	1	2	1	10	2	2	19
鳥類			10		32	18	8	68
爬虫類			1		1	2	7	11
両生類			3		3	4	4	14
淡水魚類	2	4		4	18	11	14	53
昆虫類	7	5	40	2	66	108	71	299
クモガタ類・多足類等						12	2	14
陸・淡水産貝類			33		9	10	3	55
海産貝類	6		12		10	4		32
甲殻類			5		1	11		17
海岸動物			3			2		5
高等植物	7	156		260	213	101	132	869
コケ類			34		22	6	1	63
藻類	1		20		6	3	23	53
地衣類			25		17	11	28	81
高等菌類	1		19		18	13	18	69
合計	25	166	207	267	426	318	313	1,722

図23 愛媛県レッドリスト2022 (単位：種)

<課題>

- 豊かな生態系を育む自然公園などの優れた自然環境を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として有効に活用するための整備や、「希少な野生動植物の生息・生育の場」として保全するための対策を推進する必要があります。
- 「生態系の多様性」、「種（種間）の多様性」、「遺伝子（種内）の多様性」という3つのレベルの生物多様性を将来にわたって保全するため、生息・生育環境の保全や回復などによる希少動植物の保護、増えすぎた野生動植物の適正な管理や外来生物*対策などの取組を行う必要があります。
- たとえ在来種であっても、異なる地域に分布しているものは遺伝的な違いがあることから、他地域の自然生態系への安易な移出は、地域独自に進化した地

域個体群に対して遺伝的かく乱を生じさせるおそれがあるため、抑制する必要があります。

- 生物多様性の保全に取り組むため、県民、NPO 等民間団体、事業者、教育機関及び行政などの多様な主体が連携・協働し、それぞれの役割や活動の継続・発展を図るためのネットワークの構築や人材育成に努める必要があります。
- 人と自然との共生関係を構築するため、自然との触れ合いの推進を図る必要があります。
- 気候変動による従来の動植物の生息・生育適地の変化、外来種の定着等の影響を踏まえ、地球温暖化防止等の対策を着実に推進する必要があります。
- 県内に侵入、定着の恐れのある外来生物の新たな侵入や拡大を未然に防ぐため、市町及び関係機関との連携を図り、水際での防除を行うとともに、「入れない」「捨てない」「広げない」の外来生物三原則の普及啓発を図る必要があります。
- 近年、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに、生息域が拡大し、その結果、自然環境や農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化しています。このため、従来の鳥獣の保護だけではなく、増えすぎた鳥獣の適正な管理についても対応が求められています。
- これまで人々の生活と調和しながら維持されてきた里地・里山・里海は、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有していますが、近年の農林業の担い手不足や耕作放棄地の増加や管理不足の森林の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

③ 主な取組

ア 豊かな自然環境の保全

- ・ 自然公園、四国のみち利用者数
 - 【基準値】 4,486千人（2023（令和5）年度）
 - 【目標値】 4,565千人（2030年度）
 - 【出典】 愛媛県（市町からの報告により把握）

○ 自然公園等の適正な保護と利用の促進

優れた自然環境の保全を図るため、法令に基づき県民及び事業者などが行う各種行為の規制に努めるとともに、県民一人ひとりが、自然の大切さを理解し、責任ある行動をとるよう自然保護意識の普及啓発に努めます。

また、自然公園や森林公園等が安全かつ快適に利用できるよう、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

○ 自然資源の保護と利用の好循環を目指すエコツーリズム*等の推進

本県の豊かで恵まれた自然環境の持続可能な利用を進めるために有効な手段であるエコツーリズムについて、各種媒体により発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域住民等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを企画するなど、エコツーリズムの普及に努めます。

イ 生物多様性の保全

- ・生物多様性についての認知度

【基準値】 65.3% (2023 (令和5) 年度)

【目標値】 85% (2030年度)

【出典】 愛媛県 (生物多様性という言葉を知っている若しくは聞いたことがある) 人数/県内に居住する満18歳以上の男女2000人)

○ 生物多様性の保全と人の営みの調和の推進

自然景観や野生動植物の生息・生育環境の保全や、少子高齢化の進行等を踏まえた里地里山における保全活動の支援など、生物多様性の危機に対応する取組を促進し、生物多様性の保全を図ります。

○ 社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進

生物多様性に配慮した産業・消費活動の普及や、恵みを地域の資源として活用した地域づくりや産業等に係る取組を進めるなど、生物多様性の保全につながる社会経済活動の推進を図ります。

○ 生物多様性の価値の理解と行動の促進

私たちの暮らしをはじめ様々な社会経済活動が、食材や水、自然災害による被害の軽減、風土と深いかかわりのある文化や自然景観など、生物多様性の恵みの恩恵を受けているという認識が定着し、生物多様性に配慮した行動が広がるよう、環境教育・学習の充実、生物多様性の恵みとふれあう機会の提供を促進します。

○ 未来につなぐ人材育成とネットワークの構築

県民、NPO等民間団体、事業者、教育機関及び行政などが連携・協働しながら、各団体間の交流や情報交換、活動報告の場を提供するなど、多様な主体の連携・協働ができる仕組みづくりに努め、それぞれの役割や活動の継続・発展を図るためのネットワークの構築等を目指します。

○ 野生鳥獣の適正な保護管理の推進

農作物等に被害をおよぼしている野生鳥獣について、捕獲の担い手である狩猟団体とも連携し、狩猟者の確保や人材育成、防除対策の強化等により個

体数の適正管理を行うほか、希少な野生鳥獣の保護に取り組むなど人と野生鳥獣との共生を図ります。

ウ 農山漁村が有する地域資源の保全

- ・農山漁村が有する地域資源の維持に向けた活動面積（森林、農地、水路）

【基準値】 21,845ha（2023（令和5）年度）

【目標値】 22,000ha（2026年度）

※次期県総合計画において新たな目標値を設定予定

【出典】 愛媛県（多面的機能支払交付金活用により保全されている面積及び森林整備面積の合計）

○ 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組みます。

○ 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るために、自然観察会の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承・活用に取り組みます。

○ 新たな魅力創造の支援

サイクリングやキャニオニング*、シーウォーカー*など、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の環境整備や持続的な開催の支援等により、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

○ 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

○ 環境と調和した農業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用量削減など環境負荷低減のための技術の確立、普及指導や、有機性未利用資源を活用した堆肥等の農業分野での再利用等資源循環型農業*のシステム構築、農業用廃プラスチックなどの農業生産資材の適正処理などに努めます。

○ 環境と調和した林業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な林業を推進するため、計画的な間伐*や育林などによる健全な森林の管理に

努めるとともに、環境に優しい木材の利用を推進し、地域で再生産可能な森林資源を循環利用できる体制整備に努めます。

○ 環境と調和した漁業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な漁業を推進するため、漁場環境の監視、藻場や干潟の保全・再生による生態系に配慮した豊かな漁場づくりなどの活動の推進、漁業系廃棄物の適正処理や循環的利用の促進に努めます。

○ 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等を進めるとともに、広葉樹等の植栽など地域に応じた育林に取り組みます。

また、適正な森林管理や計画的な森林整備の促進、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

○ 森林に対する理解と森林づくりへの県民参加の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の機運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

また、児童・生徒・学生対象の森林体験活動や事業者等と連携した森林整備など、多様な主体が一体となった森林整備や管理体制の構築に取り組みます。

さらに、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組を支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

○ 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

○ 林業躍進プロジェクトの推進

森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、これまでの間伐に加えて、主伐を計画的・段階的に導入することで県産材の増産を図り、県内木材加工業へ安定供給し、関連産業を振興させる本プロジェクトを推進します。

また、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション活動を強化し販路拡大につなげるとともに、新たな用途として注目されている CLT の普及促進を通じて県産材の需要拡大に取り組みます。

(4) 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進



① 目標

- ・環境教育・学習参加者数を増加させる。

【基準値】12,225人（2023（令和5）年度）

【目標値】15,000人以上（2030年度）

【出典】愛媛県（環境マイスター利用者数、えひめ環境大学受講者数、こどもエコクラブ登録者数及び体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）入館者数の合計）

② 現状と課題

<現状>

- 環境分野では、高度経済成長期に表面化した公害に加え、新たに地球温暖化や海洋ごみ、生物多様性の損失など様々な問題が発生しており、経済問題、社会問題とも相互に絡み合い、今や個々に独立した問題として対処することは困難なものとなっています。
- 環境分野の諸問題をどう解決し、どのような将来を目指すのか、その理念として提唱されたのが、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす「持続可能な開発」という考え方です。
- 「持続可能な開発」という理念を実践に移すためには、私たち一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを理解し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革する必要があります。そのことを学ぶのが、「持続可能な開発のための教育*（ESD：Education for Sustainable Development）」であり、具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中で、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。
- 国際的にもESDの視点を取り入れた環境教育・学習の推進が図られており、2005（平成17）年から始まった「国連ESDの10年*」は2014（平成26）年に最終年を迎えましたが、同年11月に日本で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議*」では「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム*」が承認された後、国連総会で採択されています。その後にも、2019（令和元）年には「ESD for 2030*」がユネスコ総会及び国連総会にて採択・承認されており、

引き続き ESD の取組の加速化が図られています。

- 国では、2011（平成 23）年 6 月に改正された環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動の支援やその基盤となる環境教育等の推進に取り組んでいます。また、法改正の際に法目的に追加した「協働取組の推進」に向けて、国民、NPO 等民間団体、事業者、国、地方公共団体が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において、環境保全のために相互に協力し合えるよう、取組の促進を図っています。
- 環境教育等促進法第 7 条第 1 項に基づき「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が 2012（平成 24）年 6 月に閣議決定され、環境教育等に関する各種施策が展開されていますが、2024（令和 6）年 5 月には方針の見直しが閣議決定され、「学校等における環境教育」、「中間支援機能を活用した環境教育・協働取組」、「幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進」及び「若者の社会変革への参加の促進」が主な推進策として取り上げられています。
- 学校現場においても、学習指導要領及び教育振興基本計画に ESD の目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられており、すべての教育段階において ESD が推進されています。
- 各地域の地縁によるコミュニティは、身近な生活環境の保全に大きな役割を果たしてきましたが、人口減少や高齢化等に伴う地域の担い手不足により、地域の環境保全活動の維持が困難になるとともに、耕作放棄地の増加や里地・里山・里海の荒廃、鳥獣被害の増加などの要因にもなっています。一方、地域における環境保全活動の担い手として、環境保全活動を行う NPO 等民間団体や事業者などの活動が盛んになってきています。
- 持続可能な社会を構築するためには、環境問題が経済・社会問題と密接に関係していることを踏まえ、県民、NPO 等民間団体、事業者、教育機関及び行政などの多様な主体が、社会を構成する一員として適切な役割を果たせるよう、自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組んでいくことが求められており、引いては個人の行動変容が組織や経済社会システムの変革につながっていくことが求められています。

<課題>

- 子どもから大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する正しい知識を身に付け実践できるよう、体系的な環境教育・学習を推進していくことが求められています。特に ESD の視点を取り入れることによって、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の

中に持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが必要です。

- 環境教育・学習や環境保全活動を推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、県民、NPO等民間団体、事業者、教育機関及び行政などが対等の立場で相互に協力して取り組む協働取組の促進が求められています。
- 県民の環境意識の高揚を図り、環境保全のための人づくりを進めるためには、環境に関する情報提供を一層進めるとともに、それぞれの地域において、率先した行動者となり、指導者となり、環境保全活動に取り組む各主体をコーディネートできる環境活動リーダーを養成していく必要があります。
- 地域環境活動グループ等による環境問題に関する学習会等に、要請に応じて講師として派遣するため、環境に関する専門的な知識や経験を有する「愛媛県環境マイスター」の発掘・育成を進めていく必要があります。
- 環境・経済・社会の調和を図るためには、各主体が行動するうえで、常に環境に配慮することが求められています。また、こうした環境配慮の取組が適切に評価されることが必要です。
- 特に経済活動においては、製造業はもとより、農林水産業やサービス業などにおいても、省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められます。さらに、企業の社会的責任*（CSR*）の一つとして、事業の枠を超えた環境保全への積極的な取組が求められています。
- 大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、適切な環境影響評価制度の運用が求められています。特に計画の早い段階から事業への環境配慮を促し、環境への影響を未然に防止するよう取り組むことが求められています。
- 自然環境など地域資源の活用を通じた環境への取組が地域課題の解決に結び付く可能性を秘めていることを踏まえた発想の転換により、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すことが求められています。

③ 主な取組

ア 環境教育（ESD）・学習の充実

- ・環境マイスター派遣回数

【基準値】36回（2023（令和5）年度）

【目標値】60回（2030年度）

【出典】愛媛県（環境学習会等を実施する団体等からの申請に対する派遣決定件数）

○ 学校における環境教育の充実

次代を担う子どもたちに対する学校での環境教育は、子どもたちの今後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、学校教育活動の全期間を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

○ 地域における環境学習の充実

地域における環境学習の活性化により、県民の環境に対する意識の醸成を図るため、地域の資源を学習素材として積極的に活用するとともに、家庭や職場などの多様な場における生涯学習としての環境学習を推進します。

○ 環境に関する体験学習の機会の充実

環境学習の拠点として、愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）*の機能強化や愛媛県生涯学習センターでの環境講座の充実に努めるとともに、博物館や関連施設などの環境体験学習の場、さらにはNPO等民間団体や公民館等との相互間の連携を促進し、環境に関する多様な体験学習の機会と情報提供の充実を図ります。

○ ESDプログラムの普及

NPO等民間団体などと連携して、ESDの視点を取り入れた環境学習プログラムの普及に努めます。

イ 環境教育・学習を推進する人材の育成

・環境NPO法人数

【基準値】153団体（2023（令和5）年度）

【目標値】153団体以上（2030年度）

【出典】愛媛県（内閣府NPOホームページに掲載されているNPO法人（環境の保全を図る活動に登録があるもの）を基に調査）

・えひめ環境大学延べ受講者数

【基準値】7,876人（2023（令和5）年度）

【目標値】10,300人（2030年度）

【出典】愛媛県（2001（平成13）年度開講からの延べ受講者数）

○ 環境教育の指導者や環境活動リーダー等の育成・資質向上

環境教育・学習の充実を図るため、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、これらの環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに努めます。

ウ 環境保全活動と多様な主体による協働の促進

- ・「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野応募団体数

【基準値】34団体（2024（令和6）年度）

【目標値】35団体以上（2030年度）

【出典】愛媛県（県が実施する助成事業への応募件数（単年度））

○ 自主的な環境保全活動の促進

県民、NPO等民間団体及び事業者などの自主的な環境保全活動の促進や支援に努めるとともに、県民の日常生活での環境に配慮した行動の普及に努めます。

○ 多様な主体による環境協働取組の促進

地域での環境保全活動等の活性化を図るため、環境活動団体の相互の連携や行政・学校等との協働の促進に努めます。

○ おもいやり消費の推進

持続可能な社会の形成のため、環境や人、地域に配慮した消費行動を「おもいやり消費」と位置付けており、環境保全や社会経済システムの理解等に結び付く環境教育と消費者教育を連携させるなど、県民総ぐるみでの環境保全対策を展開します。

○ グリーン購入の促進

消費者の環境保全を志向した消費行動を促進するため、グリーン購入やエコマーク商品*等の普及や購入の意識啓発に努めます。

○ 環境に配慮した行動の促進

事業活動は、環境に非常に大きな影響を与えることから、事業者には、法令遵守はもちろん、地域社会への貢献や環境への配慮が求められています。

このため、環境マネジメントシステムの導入やCSRの取組の普及などを促進し、環境に配慮した事業者の育成に努めます。

○ 環境情報の収集と提供の促進

県民、NPO等民間団体及び事業者などの各主体の環境保全活動等を促進するため、環境に関する情報の収集と積極的な情報提供により情報の共有化を図ります。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の目指すべき将来像である「環境を守り自然と共生する『^{えがお}愛顔あふれる地域循環共生圏』の実現」を達成するためには、県の取組だけではなく、県民の皆さんや事業者、環境活動団体、市町などの各主体が参加し、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践するなど、適切に役割を分担しつつ、それぞれの力を結集させていくことが重要です。

県では、すべての主体と課題を共有し、連携・協働によりこの計画を推進していきます。

2 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、県民、NPO等民間団体、事業者及び行政などの各主体が、環境に対する自らの責任を自覚し、正しい認識のもと、それぞれの立場や役割分担に応じて、環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

そのうえで、環境保全の取組を効果的に行うためには、様々な主体の協働による取組（パートナーシップ）を積極的に推進し、活動の環を広げていくことが重要です。

（1） 県民の役割

私たちの日々の生活や消費活動等が環境に様々な負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、現在のライフスタイルを見直し、できることから環境により配慮したものに改善していくことが重要です。

また、私たちは地域の環境を担う主体として、環境保全活動への参加や市町が定めたごみの分別の徹底など、NPO等民間団体、事業者及び行政といった各主体と協働・連携しながら、環境に配慮した社会づくりに向けて積極的に行動することが求められます。

（2） NPO等民間団体の役割

地域における環境保全活動の中核を担ってきた自治組織やNPO等の環境活動団体は、それぞれの専門性や特徴を生かして、個人や行政では対応できないような柔軟で幅広い活動が求められています。

また、県民の環境保全活動への参画を促すとともに、事業者や行政との協働取組において、各主体のつなぎ役としての役割も担っています。

（3） 事業者の役割

事業活動は、様々な資源やエネルギーを使用し、様々な物質や産業廃棄物を排出するなど、経済活動の大きな部分を占め、環境に与える影響が大きいことから、CSRに基づいた環境に配慮した取組が求められ、地域社会の一員として、社会的信頼を得るために、率先して環境保全活動などに取り組むことが重要です。

さらに、様々な環境問題をリスクとしてではなく機会としてとらえることで、環境に配慮した製品・サービスの開発など、新たなビジネスチャンスを創出することが期待されます。

(4) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らが事業者及び消費者として、事業実施の際に率先して環境に配慮した行動を実践することが重要です。

また、県民、NPO 等民間団体及び事業者などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築など仕組みや基盤整備に取り組むことが求められています。

市町においては、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の実情に応じた環境保全施策の総合的な推進とともに、住民や地域の NPO 等民間団体、事業者への環境保全意識の啓発や環境保全活動等に対する支援などが求められています。

県においては、本計画の目標達成に向け、施策を総合的、計画的に推進し、各主体に対して積極的な取組を働き掛けるとともに、その達成状況の公表や適切な進捗管理を行っていきます。また、広域的な取組が必要とされる課題に対しては、国や関係自治体との協力や連携を図りながら、適切に対応していきます。

愛媛県環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

（市町の責務）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように

必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 計画の進行管理

環境分野の各種施策については、すぐに目に見える形で成果を実感できるものばかりではありませんが、限られた資源の中で着実に取り組んでいかなければならないもののばかりです。

そこで、本計画の実施状況や達成状況等については、PDCA サイクルにより適正な進捗管理を行い、既存事業の見直しや新たな取組の検討など、継続的な改善等を行います。

今回の「Plan (計画の策定)」に基づき、「Do (各種取組を実施)」するとともに、「Check (計画の進捗状況の把握・点検・公表)」においては、毎年度作成している環境白書や県ホームページ等により実施状況等を公表し、県民等との情報共有にも努めるほか、県環境審議会にも報告し、意見交換等を行います。「Action (改善)」では、点検結果等を踏まえて翌年度の事業展開を見直すとともに、必要に応じて本計画期間中でも取組や目標等を適宜見直します。また、次期環境基本計画にも反映させることで、中長期的にも継続的な進捗管理・改善を行います。

また、計画の推進にあたっては、2023 (令和5) 年度に策定した「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」との整合を図りつつ、県の新たな行政経営の在り方として同年度から実施する「成果重視政策マネジメント推進プラン」に基づき各種施策の展開に努めます。

《進行管理のイメージ【PDCA サイクル】》



愛媛県環境基本条例（抜粋）

（愛媛県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした愛媛県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

参考資料

1 用語解説

	用語	ページ	解説
あ	愛知目標	57	2010(平成22)年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議(COP10)において採択された「戦略計画2011-2020」の達成に向けた具体的な行動目標として設定された20の個別目標。 「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、保護地域を陸域17%、海域10%とするなど、数値目標を含む、より具体的なものになっている。
	アップサイクル	52	本来は捨てられるはずの廃棄物に、デザインやアイデアといった新たな付加価値を与えることで、別の新しい製品にアップグレードして生まれ変わらせること。
	石綿	50、55	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。 安価な建設資材等として広く使用されてきたが、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると、肺癌や中皮腫などの原因になると指摘されている。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。アスベスト。
	一般廃棄物	7、32、33、45、51、	産業廃棄物以外の廃棄物。 一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。
	ウェルビーイング (Well-being)	28	心身だけでなく、社会的な面でも満たされた状態のこと。
	ウォームビズ	42	暖房時の室温が20℃でも暖かく快適に過ごすことができるよう取組を促す、2005(平成17)年度から環境省が推進しているキャンペーン。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
	栄養塩類	49、50、56	植物プランクトンや海藻が増殖するために必要となるリンや窒素等の物質の総称。
	エコアクション21	39	中小事業者でも容易に取り組めるよう、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。このガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、その取組状況等を公表している事業者を、認証し登録する「認証・登録制度」を設けている。
	エコツーリズム	61	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
	エコドライブ	39	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用に関する取組。 穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングはやめるなど、燃料消費の少ない運転を心がけることで、自動車の運行等から発生する温室効果ガスの削減を呼びかけている。
	エコマーク商品	68	公益財団法人日本環境協会によって1989(平成元)年から運営されている環境ラベルの制度により認定された商品。 生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、指定の環境ラベルを付けることができる。

	愛媛県体験型環境学習センター(えひめエコ・ハウス)	67	地球温暖化防止活動の実践促進をはじめ、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、県が2003(平成15)年4月に、「えひめこどもの城」(松山市西野町)の敷地内に開設した施設。 太陽光発電、太陽熱利用システム、小型風力発電、屋上緑化、雨水利用等の再生可能エネルギー施設を備えるほか、年間を通じて、環境学習への支援、環境に関する情報の収集・発信、相談・助言等を行っている。
	オゾン層	38	地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。 太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める効果によって、地球の気候の形成に大きく関わっている。
	温室効果ガス	5、8、19、22、32、33、35、36、37、38、39、41、43	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。 京都議定書では、CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象となっている。
か	カーボンニュートラル	36	温室効果ガスの「排出を全体としてゼロ」にすること。「排出を全体としてゼロ」とは、CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林・森林管理などによる吸収量を差し引き、合計を実質的にゼロにすることを意味する。この場合のカーボンとは、CO ₂ 由来の炭素を意味する。
	カーボンニュートラルポート	44	港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入の環境整備や、港湾オペレーション及び港湾立地産業の脱炭素化を図り、脱炭素社会の実現に貢献していく港湾のこと。Carbon Neutral Port (CNP)。
	海洋ごみ	31、32、33、34、45、48、53、55、64	海岸に打ち上げられた「漂着ごみ」のほか、海面や海中を漂う「漂流ごみ」、海底に沈んだ「海底ごみ」の総称。 海洋ごみのうち素材がプラスチックのものは、海洋プラスチックごみと呼ばれている。
	外来生物	59、60	国外、国内を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。 その中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを、特に侵略的外来種と呼ぶ。
	合併処理浄化槽	56	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
	家庭用燃料電池	39	都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気を作り出す仕組み。このときに発生する熱を利用してお湯を沸かし、給湯や暖房等に活用している。これによりエネルギーの有効活用が図られ、CO ₂ 排出量を削減できる。
	環境影響評価制度	56、66	事業者が大規模な開発事業や公共事業等を実施する事前の段階で、環境への影響を調査、予測、評価し、自治体や住民の意見を参考にしながら、事業そのものを環境保全上より望ましいものにしていく仕組み。 日本では、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家及び行政機関等が関与し手続が実施されている。
	環境基準	11、32、34、45、49、50、54、55、56	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件の基準を、政府が定めるもの。 典型7公害のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染の4種について定められている。

環境マイスター	7、32、34、64、66	地域や学校、事業者などが実施する環境学習会など自主的な環境保全活動を支援するため、県が設けている登録制度によって登録された者の呼称。県内に在住する環境活動リーダーや研究者から、公募によって登録している。 そのうえで、登録された環境マイスターを、環境保全に関する学習会などへ講師等として派遣し、費用の一部を県が負担する、環境マイスター派遣制度を設けている。
環境マネジメントシステム	17、39、68	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。 ISO14001やエコアクション21などがある。
間伐	62、63	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
緩和策	38	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して、地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させようとする対策。 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大、CO ₂ の吸収源対策などが挙げられる。
企業の社会的責任	66	企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけではなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して責任を果たすべきとする理念。Corporate Social Responsibility (CSR)。
気候変動に関する政府間パネル	35	1988（昭和63）年に国連環境計画と世界気象機関により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見について政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)
気候変動枠組条約	35	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」で、1992（平成4）年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。 大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼす恐れがあることを、人類共通の関心事であることを確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。気候変動がもたらす様々な悪影響を防止するための取組の原則、措置などを定めている。
キャニオニング	62	渓谷（Canyon）を舞台に、滝を滑ったり、飛び込んだりするなど、様々なアクションを取り入れながら渓谷を下るアウトドアスポーツのこと。県内では滑床渓谷や面河渓で楽しむことができる。
京都議定書	35	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」で、1997（平成9）年に京都市で開催された第3回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP3）において採択。 先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

クールビズ	42	冷房時の室温が28℃でも涼しく快適に過ごすことができるよう取組を促す、2005（平成17）年度から環境省が推進しているキャンペーン。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
グリーン購入	43、52、68	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。
グローバル・ストックテイク	36	パリ協定の目標達成に向けて、各国が温室効果ガス排出量の削減目標を立てているが、その各国の取組や進捗状況について5年ごとに評価する仕組みのこと。
光化学オキシダント	34、49、50、54	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こす。
光化学スモッグ	55	光化学反応で生成した酸化性物質（光化学オキシダント）の濃度が上昇して、大気中に漂い、モヤのようなスモッグ状態になる現象。
合計特殊出生率	21	人口統計上の指標で、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産む子どもの数に相当する。 この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。
合成メタン	40、41	水素とCO ₂ から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成することをメタネーションといい、メタネーションによって生成されたメタンを合成メタンという。 メタンは利用（燃焼）時にCO ₂ を排出するが、工場等から回収したCO ₂ を原料として再利用した合成メタンは、燃焼時に排出されるCO ₂ が、回収したCO ₂ と相殺（オフセット）されるため、大気中のCO ₂ は増加しない。合成メタンは、都市ガス導管等の既存のインフラ・設備の有効活用が可能とされている。
コージェネレーション・システム	41	コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱も同時に回収するシステムのこと。 回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能とされている。
国際自然保護連合	57	1948（昭和23）年に創設された国際的な自然保護団体で、国家、政府機関、NGOなどを会員とする。日本は1978年に環境庁が日本の政府機関として初めて加盟、1995（平成7）年に国家会員として加盟した。 International Union for Conservation of Nature and Natural Resources (IUCN)
国連ESDの10年	64	2002（平成14）年のヨハネスブルグサミットで日本が提案し、同年の国連総会において決議されたもので、2005（平成17）年から2014（平成26）年までの10年間を指す。 その際、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導機関として指名され、この期間において、持続可能な開発・発展の実現を目指す多様な教育への取組を推進することとされた。

	個別リサイクル法	52	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の総称。
	コミュニティ・プラント	56	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きよによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設のこと。し尿の衛生的処理のみならず水質汚濁の防止にも資するものである。
	コンソーシアム	40	共通の目的を持つ複数の企業や団体などが、協力するために結成する共同体のこと。
	昆明・モントリオール生物多様性枠組	57	自然と共生する世界に向けた2020(令和2)年までの世界目標である愛知目標を引き継いだ2030年までに達成すべき世界目標のこと。2022(令和4)年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締結国会議(COP15)で定められた。 <枠組に盛り込まれた23のグローバルターゲット> 1 空間計画の策定と効果的管理、2 生態系の回復、3 「30by30」/保護地域及びOECM、4 種・遺伝子の保全、野生生物との共生、5 生物の利用、採取取引きの適正化、6 侵略的外来種対策、7 汚染防止、栄養塩類の流出・農薬リスクの半減、8 気候変動対策(含NbS/EbA)、9 野生種の持続可能な管理、10 農林漁業の持続可能な管理、11 自然の恵みの回復、維持及び増大、12 都市の緑地親水空間の確保、13 公正、衡平な遺伝資源の利益配分(ABS)、14 生物多様性の主流化、15 ビジネスの影響評価・開示、16 持続可能な消費、17 バイオセーフティ、18 有害補助金の特定・見直し、19 資金の動員、20 能力構築、科学・技術の移転及び協力、21 情報・知識へのアクセス強化、22 女性、若者及び先住民の参画、23 ジェンダー平等
さ	災害廃棄物	22、31、34、48、54	地震災害、水害及びその他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物。
	再生可能エネルギー	8、19、36、37、38、40、42、44	有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガスなどの化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。 資源を枯渇させずに利用可能であるため、資源有限性への対策、地球温暖化防止対策など、有効性と必要性が指摘され、近年利用の重要性が高まっている。
	里地・里山・里海	12、19、22、60、62、65	「里地里山」は、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。 「里海」は、人手が加わることで生物生産性や多様性が向上し、豊かな生態系が保たれている沿岸海域。
	サプライチェーン	40	製品の原材料・部品の調達から生産、加工、流通、販売に至るまでの一連の流れのこと。
	産業廃棄物	31、32、33、45、47、52、53、69	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物。 大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。
	シーウオーカー	62	専用のヘルメットをかぶって、水中を歩行・遊泳できるアクティビティのこと。県内では愛南町で楽しむことができる。
	資源循環型農業	62	畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。

資源循環促進税	47	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるための県税。 排出事業者（中間処理業者含む）に対し、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円（一部軽減措置あり）が課税される。
次世代自動車	39	窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、又はまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車などを指し、政府は、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割にすることを目指している。
自然共生社会	57	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
持続可能な開発のための教育	64	一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められている。Education for Sustainable Development (ESD)。
自転車ツーキニスト	42	自転車で通勤する人のこと。
循環型社会	1、2、10、19、30、31、32、33、45、46、47、48、51、52	資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。
循環型社会ビジネス	52	循環型社会の構築に貢献するビジネス。具体的には、リサイクル製品の製造・販売、廃棄物処理業などが該当する。
循環資源	52	廃棄物等のうち、有用なもの。 循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
省エネ・創エネ・蓄エネ	39	省エネとは、高効率な設備・機器を利用するなどしてエネルギーのムダを省いて効率的に使う取組のこと。創エネとは、太陽光発電など電気を自ら創る取組のこと。蓄エネとは、主に蓄電池を用いて電気を蓄える取組のこと。これらの総称。
小水力発電	44	ダム式の大規模な水力発電ではなく、主として河川や水路などに設置した水車などを用いてタービンを回して発電する方式。
食品ロス	10、19、48、52、	本来食べられるのに捨てられる食品のこと。料理の食べ残しや使わずに捨てられてしまう食品などの家庭から発生する家庭系食品ロスと、小売店での売れ残りや返品、飲食店で発生する食べ残しなどの事業系食品ロスの2つに分類できる。
森林吸収量	36	京都議定書において削減目標達成のために算入が認められた森林のCO ₂ 吸収量。 本県の数値は、毎年、林野庁が算定する数値を使用している。

	水源かん養機能	56	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
	生物多様性	1、2、7、12、19、29、31、34、50、57、58、59、60、61、64	生物多様性条約では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種（種間）の多様性」「遺伝子（種内）の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとしている。
	生物多様性条約	57	正式名称は「生物の多様性に関する条約」で、1992（平成4）年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分」を目的としている。締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めている。
た	ダイオキシン類	32、34、45、54、55	ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルを指す。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質。通常の日常生活における曝露レベルでは健康影響は生じないが、強い毒性を持ち、がんや生殖機能、甲状腺機能等への悪影響などが懸念されている。
	脱炭素	28、38、40、42	CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの排出を減らすこと。
	脱炭素経営	40	気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営。従来、企業の気候変動対策は、あくまでCSR活動の一環として行われることが多かったが、パリ協定を契機に、企業が気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）などを通じ、脱炭素経営に取り組む動きが進展している。なお、気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、企業全体の排出量可視化（Scope 1・2・3）に取り組む企業も増えている。
	脱炭素社会	36、40、44	温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との均衡が達成（カーボンニュートラル）された社会のこと。
	脱炭素ビジネス	40	企業自身が事業活動を通じてCO ₂ 排出を削減し、地球温暖化の防止に貢献する取組をビジネスチャンスと捉えたもの。
	蓄電池	39	充電を行うことにより電気を蓄えて電池として使用できるようになり、繰り返し使用することができる電池。
	直交集成板	42	ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。Cross Laminated Timber（CLT）。欧米では、中・大規模マンションや商業施設の壁や床に用いられ、急速に普及している。日本では、2014（平成26）年1月施行のJAS規格として制定され、普及が進められている。
	低炭素社会	1	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

	適応策	38	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする対策。 渇水対策や治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策などがあげられる。
	デコ活	38	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。
	テレワーク	39	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅勤務やモバイルワークなど様々な働き方の総称。
	天然資源	46	石油や水、鉱物、森林、野生鳥獣など自然状態にある資源のこと。
	とべもり＋（プラス）	42	えひめこどもの城・とべ動物園・愛媛県総合運動公園・えひめ森林公園の4施設全体を示す新たな呼称「とべワンダーフォレスト」の略称。
な	南海トラフ地震	54、56	日本列島の太平洋沖にある南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震。 南海トラフは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4000m級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。 2011（平成23）年に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、現時点での最新の科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波の規模が示され、現在、この想定を元にした対策が進められている。
	燃料電池自動車	41	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。
	農業集落排水施設	56	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献する。
は	ばい煙	11、55、70	物の燃焼等に伴って発生する煙とすすのこと。 大気汚染防止法では、「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」のことをばい煙と定義し、粉塵や自動車排出ガスとともに規制している。
	バイオディーゼル燃料	40	大豆、ナタネやパームなどの植物油や使用済み天ぷら油などを原料として、その植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料で、主な成分は脂肪酸メチルエステル。 軽油の代替燃料として利用が可能。
	バイオマス	8、19、40	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源。持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出、地域活性化などにつながることを期待される。

バイオマスプラスチック	52	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックのこと。
廃棄物処理基準	53	廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その基準を政令で定めることとしている。
排熱	41	利用せずに捨てるだけの熱のこと。一般的に熱エネルギーとして再利用する熱である「廃熱」と区別される。
パリ協定	35、36	2015（平成27）年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）。2020（令和2）年以降の地球温暖化対策を定めている。 京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組であり、条約加盟196カ国すべてが参加する枠組としては世界初。
非化石エネルギー	37	石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を使わずに得られるエネルギーのこと。太陽や風、水、地熱などの自然エネルギーのほか、原子力やバイオマスなどが利用され、CO ₂ 排出量が少ない。
干潟	49、50、56、63	干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。
微小粒子状物質	49	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が2.5μm（1μm=1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって直接排出されたものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。Particulate Matter 2.5（PM2.5）。
ビルエネルギー管理システム	39	室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。Building Energy Management System（BEMS）。 ビル内で使用する電力の使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御する。 同様のシステムで、住宅向けをHEMS（ヘムス：Home EMS）、集合住宅向けをMEMS（メムス：Mansion EMS）、工場向けをFEMS（フェムス：Factory EMS）と呼ぶ。
フロン類	38	炭素と水素の他ハロゲンを多く含む化合物の総称。 化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。 しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。
分散型エネルギーシステム	39	一般的には電力システムの上流からの電力供給に依拠するのではなく、比較的下位の系統において、地域存在する分散型エネルギー等を活用しながらエネルギー供給を行うようなエネルギーシステムのこと。 分散型エネルギーには、地域に存在する太陽光発電設備や風力発電設備といった再生可能エネルギー源や蓄電池、各家庭のEVなどが例としてあげられる。
粉じん	55	物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質のこと。 このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害が生じる恐れがある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」と定めている。

	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物	55	PCB特措法では、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義している。 ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性から健康被害が発生し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ま	マイクロプラスチック	49	微細なプラスチックごみの総称で、5mm以下のものをいう。風雨によって川などに運ばれて海に流れ込み、波などによって砕かれたり、紫外線で分解されたりして、小さなプラスチック片となる。
	水循環	11、49、56	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。
	水俣病	49	化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物によって神経細胞が障害を受ける病気。熊本県水俣湾の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こったもので、漁民や周辺の人が手足や口のしびれるなどの症状が発生した。
	木質バイオマス	40	木材からなるバイオマス。 主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
	藻場	49、50、56、63	大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。
や	有機フッ素化合物	50	炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物のこと。PFASの欄参照。
ら	リサイクル	10、19、33、47、48、51、52、	Recycle。再生利用。再循環。 製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
	リターナブル容器	51	ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用することができる容器。
	リデュース	52	Reduce。発生抑制。 環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと。
	リユース	51、52	Reuse。再使用。 一度使用された製品を、そのまま、若しくは製品のある部品をそのまま再利用すること。
	レッドリスト	57、58、59	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。 国際自然保護連合が作成したものを指すが、日本では環境省が作成したのもレッドリストと呼ばれる。
わ	ワンウェイ	52	使い捨てのこと。

用語	ページ	解説
BEMS	39、41	Building Energy Management System の略称。「ビルエネルギー管理システム」の欄参照。
BOD	34、54	Biochemical Oxygen Demand の略称。生物化学的酸素要求量。 生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を表す。
CLT	42、63	Cross Laminated Timber の略称。「直交集成板」の欄参照。

CNP	44	Carbon Neutral Port の略称。「カーボンニュートラルポート」の欄参照。
COD	34、54	Chemical Oxygen Demand の略称。化学的酸素要求量。化学的有機物を酸化させるために水中に存在しなければならない溶存酸素の量を表す。
CSR	66、68、69	Corporate Social Responsibility の略称。「企業の社会的責任」の欄参照・
ESD	31、34、64、65、66、67	Education for Sustainable Development の略称。「持続可能な開発のための教育」の欄参照。
ESD for 2030	64	2019（令和元）年11月の第40回ユネスコ総会で採択、同年12月の第74回国連総会で承認された、ESDの国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」のこと。「国連ESDの10年（DESD）」（2005（平成17）年～2014（平成26）年）及び「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015（平成27）年～2019（令和元）年）の後継として、2020年～2030年におけるESDの国際的な実施枠組みとして採択・承認された。ESDの強化とSDGsの17のすべての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すもの。
ESDに関するグローバル・アクション・プログラム	64	国連ESDの10年の後継プログラムとして、2014（平成26）年の国連総会において採択。持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習のすべてのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを目標とし、戦略的に「政策的支援」「機関包括型アプローチ」「教育者」「ユース」「地域コミュニティ」の5つの優先行動分野を定め、これらの下にすべての関係ステークホルダーが活動を展開することを求めている。
ESDに関するユネスコ世界会議	64	国連ESDの10年の最終年となる2014（平成26）年11月に名古屋市と岡山市で開催された世界会議。この会議では、ESDの更なる強化と拡大のための緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」を採択され、ESDに関するグローバル・アクション・プログラムの開始が正式に発表された。
G7広島首脳コミニケ	29	2023（令和5）年5月に広島市で開催された主要7か国首脳会議（G7サミット）で発表された声明（コミニケ）のこと。
IPCC	35、36	Intergovernmental Panel on Climate Change の略称。「気候変動に関する政府間パネル」の欄参照
ISO14001	39	国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体など組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを構築することを要求している。
IUCN	57	International Union for Conservation of Nature and Natural Resources の略称。「国際自然保護連合」の欄参照。
J-クレジット制度	40	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度のこと。

MaaS	39	Mobility as a Service の略称。「サービスとしての移動」と訳される。 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。
NPO	2、25、34、48、51、60、61、65、66、67、68、69、70	Non Profit Organization の略称。非営利組織全般を指す。
NPO 法人	34、67	NPO のうち、特定非営利活動促進法により法人格を認証された民間非営利団体のこと。
PCB	55	「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物」の欄参照。
PFAS	50、55	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1万種類以上の物質があるとされている。 PFASには炭素鎖の長さが異なる複数の同族体が存在し、その物性は炭素鎖の長さで大きく異なる。物質によっては、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、幅広い用途で使用されている。
PFOA	50	PFAS の一種で、ペルフルオロオクタン酸のこと。撥水性と撥油性の性質を併せ持つため、幅広い用途で使用されてきたが、化学的にきわめて安定性が高く、難分解性であることから、仮に環境への排出が継続した場合には、長期的にわたって環境中に残留すると考えられており、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。 主な用途に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服などがある。
PFOS	50	PFOAと同様にPFASの一種でペルフルオロオクタンスルホン酸のこと。主な用途に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルムなどがある。
PM2.5	34、49、50、54、55	Particulate Matter 2.5 の略称。「微小粒子状物質」の欄参照。
RE100	40	Renewable Energy 100%の略称。事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアチブを指す。 再エネ100%電力の調達方法としては、①自家発電(再エネ電源を専用線等で接続し、直接的に再エネ電力を調達)、②再エネ電力メニューの購入(小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入)、③再エネ電力証書の購入(環境価値だけを「再エネ電力証書(グリーン電力証書・再エネ電力由来J-クレジット)」という形で購入)がある。
SDGs	18、23、24、25、26	2015(平成27)年9月に開催された国連持続可能な開発サミットの成果文書である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標。 気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられている。

Society5.0	24	「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として第5期科学技術基本計画（2016（平成28）年1月22日閣議決定）において提唱された我が国の目指すべき未来社会の姿。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会のこと。
V2H	39	Vehicle To Home（ビークル・トゥ・ホーム）の略称。「ブイ・ツー・エイチ」と呼ぶ。電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家庭で使う仕組みで、再生可能エネルギーの自家消費拡大に寄与するほか、災害時の非常用電源としても活用することが可能。
ZEB	39、41	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。 外皮の断熱性能の大幅な向上と高効率な設備・EMS（エネルギー・マネジメント・システム）の導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現し、その上で再エネを導入し年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅・建物のこと。 住宅・建物の中では、人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする。省エネ及び創エネの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されている。 ○『ZEB』（ゼブ） 省エネ（50%以上）と創エネを組み合わせることで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 ○『Nearly ZEB』（ニアリー ゼブ） 省エネ（50%以上）と創エネを組み合わせることで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 ○『ZEB Ready』（ゼブ レディ） 省エネによって基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 ○『ZEB Oriented』（ゼブ オリエンテッド） 延べ面積10,000㎡以上で、用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し更なる省エネの実現のために未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物（※用途：事務所、学校等：40% 病院等：30）%
30by30	5、32、57	2022（令和4）年12月に採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組の2030年グローバルターゲットの1つ。2030までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとするもの。
3R	31、33、42、47、51、52	リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

2 策定の経緯

年月日	内容
令和6年2月6日 ～2月13日	県民意識調査の実施
1月22日	知事から愛媛県環境審議会に対し、第四次えひめ環境基本計画（仮称）の策定について諮問
2月22日	愛媛県環境審議会 同審議会温暖化対策部会での調査・審議を付議
6月21日	温暖化対策部会 策定方針・骨子案等の調査・審議
9月12日	温暖化対策部会 計画（素案）に対する調査・審議
10月22日	温暖化対策部会 計画（パブリック・コメント案）に対する調査・審議
11月6日	愛媛県環境審議会 パブリック・コメントの実施について報告
11月26日 ～12月23日	計画（案）に対するパブリック・コメントの実施
令和7年1月22日	温暖化対策部会 計画（部会案）の審議、取りまとめ
2月18日	愛媛県環境審議会 温暖化対策部会から計画（部会案）の報告、計画（最終案）の審議 愛媛県環境審議会から知事に対し答申
2月 日	第四次えひめ環境基本計画の決定

《愛媛県環境審議会》

▼愛媛県環境審議会条例（平成6年7月15日条例第18号）

愛媛県環境審議会条例を次のように公布する。

（趣旨）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定に基づき、環境基本法第43条第1項及び自然環境保全法第51条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務（以下「水質汚濁防止に関する事務」という。）を行う場合にあっては、水質特別委員2人以内を含めるものとする。

（委員及び水質特別委員）

第3条 委員及び水質特別委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

（委員及び水質特別委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定は、水質特別委員について準用する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員（水質汚濁防止に関する事務を行う場合にあっては、水質特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員（水質汚濁防止に関する事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、水質特別委員を含む。以下この条において同じ。）及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民環境部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

2 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

第4章 公害対策審議会

第1節 公害対策審議会（第74条—第81条）

第2節 削除

を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第74条から第84条まで 削除

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

▼愛媛県環境審議会条例施行規則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 17 号）

愛媛県環境審議会条例施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、愛媛県環境審議会条例（平成 6 年愛媛県条例第 18 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条の規定に基づき、愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員等）

第 2 条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

3 前 2 項の規定は水質特別委員について、前項の規定は専門委員について準用する。

（部会の設置等）

第 3 条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

温暖化対策部会	地球温暖化対策及び環境の保全に関する計画（他の部会の所掌する計画を除く。）に関する事項
化学物質環境保全部会	化学物質等による環境汚染に係る生活環境の保全に関する事項
自然環境部会	自然環境の保全、県立自然公園及び県立都市公園に関する事項
鳥獣保護管理部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
温泉部会	温泉に関する事項

2 前項に規定するもののほか、審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 部会の委員は、2 以上の部会の委員を兼ねることができる。

（部会の会議）

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の事務を行う場合にあつては、水質特別委員を含む。次項及び次条において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考人）

第 5 条 審議会及び部会は、調査審議等のため必要があるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 7 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日規則第 41 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

《委員名簿》（50音順）

▼審議会

氏名	職名	備考
運勢 知子	(一社) 愛媛県薬剤師会理事	令和6年12月11日まで
大塚 晃弘	(公財) 中央温泉研究所総括主任研究員	
岡本 明郎	J A 愛媛中央会常務理事	令和6年12月12日から
奥田 ゆう	岡山理科大学獣医学部獣医学科講師	令和6年12月12日から
上谷 浩一	愛媛大学大学院農学研究科教授	
菊池 生一	(一社) 愛媛県猟友会副会長	令和6年12月11日まで
喜田 ヒサ子	愛媛県漁協女性部連合会会長	
佐藤 久子	愛媛県環境創造センター所長、愛媛大学理学部研究員	(令和6年12月11日まで会長代理)
佐野 栄	愛媛大学教育学部教授	令和6年12月12日から
高橋 治郎	愛媛大学名誉教授、愛媛大学客員教授	令和6年12月11日まで
高橋 真	愛媛大学大学院農学研究科教授	(令和6年12月12日から会長代理)
鍋嶋 絵里	愛媛大学大学院農学研究科准教授	
西川 久美	J A えひめ女性組織協議会会長	令和6年12月11日まで
二宮 治代	(一社) 愛媛県薬剤師会理事、愛媛県女性薬剤師会副会長	令和6年12月12日から
濱野 幸代	生活協同組合コープえひめ常任理事	
日鷹 一雅	愛媛大学大学院農学研究科准教授	令和6年12月11日まで
松井 宏光	松山東雲短期大学名誉教授	令和6年12月11日まで
徳岡 良則	愛媛大学社会共創学部助教	令和6年12月12日から
丸橋 温	愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会会長	
水川 葉月	愛媛大学大学院農学研究科准教授	
村上 眞啓	(一社) 愛媛県猟友会副会長	令和6年12月12日から
矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授	会長

▼温暖化対策部会

氏名	職名	備考
岡本 明郎	J A 愛媛中央会常務理事	令和6年12月12日から
上谷 浩一	愛媛大学大学院農学研究科教授	
喜田 ヒサ子	愛媛県漁協女性部連合会会長	
佐藤 久子	愛媛県環境創造センター所長、愛媛大学理学部研究員	部会長
高橋 真	愛媛大学大学院農学研究科教授	
鍋嶋 絵里	愛媛大学大学院農学研究科准教授	
西川 久美	J A えひめ女性組織協議会会長	令和6年12月11日まで
濱野 幸代	生活協同組合コープえひめ常任理事	
丸橋 温	愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会会長	

3 環境基本条例 (平成8年3月19日条例第5号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策 (第9条—第25条)

第3章 地球環境の保全の推進等 (第26条)

附則

私たちのふるさと愛媛は、比類のない美しさを誇る瀬戸内海及び宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山を擁する豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。

私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらに、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な愛媛の実現に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(愛媛県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした愛媛県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう創造されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(環境の保全に関する基本的な計画)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、第1項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、愛媛県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的な助成のための措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者に必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境

の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 18 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(環境監査の普及)

第 19 条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の実施の普及に努めるものとする。
(情報の提供)

第 20 条 県は、第 17 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興、第 18 条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進並びに前条の環境監査の普及に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
(調査研究の実施等)

第 21 条 県は、環境の保全に関し、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の調査の実施に努めるとともに、試験研究の体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。
(監視等の体制の整備)

第 22 条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。
(県民の意見の反映)

第 23 条 県は、環境の保全に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(総合的な推進体制の整備)

第 24 条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、これを調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町との連携及び民間団体等との協働により環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。
(国及び他の都道府県との協力)

第 25 条 県は、環境の保全に関する施策で、県の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全の推進等

第 26 条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国及び関係機関と連携し、環境の保全に関する調査及び試験研究、情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(愛媛県環境保全条例の一部改正)

2 愛媛県環境保全条例（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

愛媛県自然環境保全条例

目次中「第 2 章 環境保全基本方針（第 9 条）」を「第 2 章 削除」に、「第 5 章 生活環境（第 35 条—第 37 条）」を「第 5 章 削除」に改める。

第 4 条を削る。

第3条中「環境」を「地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第4条とする。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第5条中「環境」を「自然環境」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第9条 削除

第11条第1項中「環境」を「自然環境」に改める。

第12条第1項中「4人」を「3人」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第35条から第37条まで 削除

(愛媛県環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に副会長の職にある者が引き続き副会長の職にある間は、前項の規定による改正後の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は適用せず、前項の規定による改正前の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

4 その他関係資料

《P. 4 図1 別紙》（令和6年4月1日現在）

○個別計画一覧（県HP「愛媛県の主な構想・計画・指針等」に掲載の計画等）

環境関係の個別計画（県HP「愛媛県の主な構想・計画・指針等」のうち環境局分を抜粋（図1の再掲））

- ・愛媛県地球温暖化対策実行計画
- ・愛媛県バイオマス活用推進計画
- ・愛媛県グリーン購入推進方針
- ・愛媛県全県域生活排水処理構想
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
- ・瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画
- ・えひめ循環型社会推進計画（愛媛県廃棄物処理計画）
- ・愛媛県分別収集促進計画
- ・愛媛エコタウンプラン
- ・愛媛県食品ロス削減推進計画
- ・愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画
- ・愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画
- ・愛媛県災害廃棄物処理計画
- ・鳥獣保護管理事業計画
- ・第二種特定鳥獣管理計画「愛媛県イノシシ適正管理計画」
- ・第二種特定鳥獣管理計画「愛媛県ニホンジカ適正管理計画」
- ・第二種特定鳥獣管理計画「愛媛県ニホンザル適正管理計画」
- ・愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針
- ・生物多様性えひめ戦略

（参考）県政の各分野における個別計画（環境分野との関連性に関わらず掲載（図1に記載する計画も再掲））

《愛のくに えひめ営業本部》

- ・愛のくに えひめ営業本部営業活動中期計画

《総務部》

- ・愛媛県出資法人経営評価指針
- ・愛媛県行政改革大綱（新ステージ）
- ・県有財産管理の基本方針
- ・愛媛県公共施設等総合管理計画
- ・愛媛県障がい者活躍推進計画
- ・財政運営基本方針～エビデンスと成果を重視した財政運営～
- ・愛媛県・市町連携推進プラン
- ・愛媛県水道広域化推進プラン
- ・愛媛県権限移譲推進指針

《企画振興部》

- ・愛媛県科学技術振興指針
- ・愛媛県文化交流施設整備基本構想
- ・愛媛県棚田地域振興計画
- ・八幡浜・大洲地方拠点都市地域基本計画
- ・宇和島圏地方拠点都市地域基本計画
- ・佐田岬地域半島振興計画
- ・愛媛県離島振興計画
- ・愛媛県過疎地域持続的発展方針
- ・愛媛県過疎地域持続的発展計画

- ・愛媛県人口ビジョン
 - ・えひめ人口減少対策重点戦略
 - ・太平洋新国土軸構想
 - ・豊予海峡ルート
 - ・愛媛県公共交通利用推進宣言
 - ・愛媛県地域公共交通活性化指針
 - ・愛媛県地域公共交通網形成計画
 - ・南予地域公共交通利便増進実施計画
 - ・愛媛県広報広聴基本戦略
 - ・審議会・検討会等の会議の公開に関する指針
 - ・働き方改革の実現に向けて（働き方改革指針）
 - ・愛媛県 ICT 分野の業務継続計画（愛媛県 ICT-BCP）
 - ・愛媛県デジタル総合戦略
 - ・愛媛県デジタルマーケティング基本戦略
- 《観光スポーツ文化部》
- ・愛媛県スポーツ推進計画
 - ・愛媛県競技力向上対策基本計画
 - ・愛媛の文化振興指針
 - ・愛媛県生涯学習推進計画
 - ・愛媛県美術館を中核とした文化観光推進拠点計画
 - ・愛媛県観光振興基本計画
 - ・えひめ国際化・多文化共生指針
 - ・愛媛県地域日本語教育推進計画
 - ・松山空港地域活性化構想
 - ・松山空港地域活性化事業実施計画
 - ・愛媛県自転車新文化推進計画
 - ・愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン
- 《県民環境部》
- ・第3次愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画
 - ・愛媛県再犯防止推進計画
 - ・愛媛県消費者基本計画
 - ・愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針
 - ・愛媛県人権施策推進基本方針
 - ・愛媛県消防広域化推進計画
 - ・愛媛県石油コンビナート等防災計画
 - ・愛媛県交通安全計画
 - ・愛媛県交通安全実施計画
 - ・愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）
 - ・愛媛県地域防災計画（地震災害対策編）
 - ・愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）
 - ・愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）
 - ・愛媛県危機管理計画
 - ・愛媛県国民保護計画
 - ・愛媛県業務継続計画
 - ・えひめ震災対策アクションプラン
 - ・愛媛県広域防災活動要領
 - ・愛媛県地域強靱化計画
 - ・愛媛県広域避難計画
 - ・愛媛県緊急時モニタリング計画
- 《保健福祉部》

- ・人にやさしいまちづくり指針
- ・愛媛県地域福祉計画策定ガイドライン
- ・愛媛県地域福祉支援計画
- ・愛媛県地域保健医療計画
- ・愛媛県へき地医療支援計画
- ・愛媛県の地域における保健師活動指針
- ・愛媛県国民健康保険運営方針
- ・愛媛県医療費適正化計画
- ・県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」
- ・愛媛県食育推進計画
- ・愛媛県歯科口腔保健推進計画
- ・愛媛県がん対策推進計画
- ・愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(愛媛県感染症予防計画)
- ・愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・愛媛県自殺対策計画
- ・愛媛県アルコール健康障害対策推進計画
- ・愛媛県薬物依存症対策推進計画
- ・愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ・愛媛県循環器病対策推進計画
- ・愛媛県結核予防計画
- ・愛媛県肝炎対策推進計画
- ・愛媛県蚊媒介感染症対策行動計画
- ・愛媛県献血推進計画
- ・愛媛県広域火葬計画
- ・愛媛県食の安全安心の推進に関する計画
- ・愛媛県食品衛生監視指導計画
- ・愛媛県動物愛護管理推進計画
- ・えひめ・未来・子育てプラン
- ・愛媛県男女共同参画計画
- ・愛媛県社会的養育推進計画
- ・えひめ子ども・若者育成ビジョン
- ・愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画
- ・愛媛県障がい者プラン(愛媛県障がい者計画、愛媛県障がい福祉計画、愛媛県障がい児福祉計画)
- ・愛媛県発達障がい者支援指針
- ・愛媛県障がい者工賃向上計画
- ・愛媛県障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針
- ・愛媛県高齢者保健福祉計画
- ・愛媛県介護保険事業支援計画
- 《経済労働部》
 - ・愛媛県ものづくり産業・サービス産業振興指針
 - ・愛媛県新事業活動促進環境整備構想
 - ・愛媛C N F 関連産業振興ビジョン
 - ・愛媛県知的財産戦略
 - ・あたらしい愛媛の未来を切り拓く DX 実行プラン
 - ・愛媛若者サポートプラン
 - ・愛媛県職業能力開発計画
- 《農林水産部》
 - ・えひめ農林水産業振興プラン 2021
 - ・農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針
 - ・愛媛県におけるグリーン・ツーリズム展開のあり方について～愛媛型グリーン・ツーリズム推進方策～

- ・山村振興基本方針
 - ・愛媛県国土調査事業第7次十箇年計画
 - ・愛媛県農村地域への産業の導入に関する基本計画
 - ・愛媛県農業振興地域整備基本方針
 - ・愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針
 - ・農地中間管理事業の推進に関する基本方針
 - ・えひめ農林水産物等のブランド戦略基本方針
 - ・愛媛県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針
 - ・愛媛県農業農村整備環境対策指針
 - ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画
 - ・愛媛県農山漁村における男女共同参画に関する方針
 - ・協同農業普及事業の実施に関する方針
 - ・愛媛県農林水産試験研究推進計画
 - ・愛媛県鳥獣害防止対策実施方針
 - ・愛媛県果樹農業振興計画
 - ・愛媛県野菜・花き振興計画
 - ・愛媛県環境保全型農業推進基本方針
 - ・愛媛県有機農業推進計画
 - ・愛媛県みどりの食料システム基本計画
 - ・愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針
 - ・愛媛県総合防除計画
 - ・愛媛県スマート農業推進方針
 - ・家畜及び鶏の改良増殖計画
 - ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
 - ・愛媛県酪農肉用牛生産近代化計画
 - ・獣医療を提供する体制の整備を図るための愛媛県計画
 - ・愛媛県飼養衛生管理指導等計画
 - ・林業躍進プロジェクト
 - ・中予山岳地域森林計画
 - ・肱川地域森林計画
 - ・南予地域森林計画
 - ・今治松山地域森林計画
 - ・東予地域森林計画
 - ・愛媛県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する基本構想
 - ・公共施設等木材利用推進方針
 - ・建築物における木材の利用の促進に関する方針
 - ・愛媛県林業労働力確保促進基本計画
 - ・特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針
 - ・愛媛県防除実施基準
 - ・愛媛県樹種転換促進指針
 - ・愛媛県地区防除指針
 - ・県営林経営計画
 - ・愛媛県栽培漁業推進基本計画
 - ・愛媛県カワウ管理指針
 - ・愛媛県圏域総合水産基盤整備事業計画
- 《土木部》
- ・魅力あふれる建設産業づくりアクションプログラム 2024～愛媛を支える持続可能な産業へ～
 - ・特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
 - ・肱川水系河辺川山鳥坂ダムに係る水源地域整備計画
 - ・愛媛県水防計画

- ・河川整備計画
- ・河川整備基本方針
- ・都谷川流域水害対策計画
- ・三島川之江港港湾計画
- ・東予港港湾計画
- ・松山港港湾計画
- ・宇和島港港湾計画
- ・松山港港湾脱炭素化推進計画
- ・三島川之江港港湾脱炭素化推進計画
- ・東予港港湾脱炭素化推進計画
- ・宇和島港港湾脱炭素化推進計画
- ・松山港における「港湾の事業継続計画」(港湾BCP)
- ・三島川之江港における「港湾の事業継続計画」(港湾BCP)
- ・東予港における「港湾の事業継続計画」(港湾BCP)
- ・宇和島港における「港湾の事業継続計画」(港湾BCP)
- ・愛媛県海岸保全基本計画
- ・愛媛県新広域道路交通ビジョン・計画
- ・愛媛道ビジョン
- ・国土利用計画(愛媛県計画)
- ・愛媛県土地利用基本計画
- ・えひめ景観計画策定ガイドライン
- ・都市計画区域マスタープラン
- ・愛媛県都市計画運用方針(土地利用編)
- ・J R松山駅付近連続立体交差事業
- ・愛媛県耐震改修促進計画
- ・愛媛県住生活基本計画
- 《教育委員会》
 - ・愛媛県教育振興に関する大綱～愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現～
 - ・愛媛県教育基本方針・重点施策
 - ・愛媛県学校における働き方改革推進方針
 - ・愛媛県教育委員会学校における働き方改革推進計画
 - ・愛媛県子ども読書活動推進計画
 - ・愛媛県文化財保存活用大綱
 - ・愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画
 - ・愛媛県学力向上推進3か年計画
 - ・愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針
 - ・公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画
 - ・愛媛県人権・同和教育基本方針
 - ・愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針
 - ・愛媛県県立学校施設整備の基本方針
 - ・愛媛県県立学校振興計画
- 《公営企業管理局》
 - ・中期経営計画
 - ・西条地区工業用水道事業経営改善計画
 - ・愛媛県立病院中期経営戦略
- 《各地方局》
 - ・東予地方局業務継続計画(東予地方局版BCP)
 - ・中予地方局業務継続計画(中予地方局版BCP)
 - ・宿泊客災害時対応指針
 - ・南予地方局業務継続計画(南予地方局版BCP)